

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成23年3月10日

摂津市議会

目 次

建設常任委員会

3月10日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査	2
補足説明（土木下水道部長、都市整備部長）	
質疑（原田平委員、木村勝彦委員、大澤千恵子委員）	
議案第5号、議案第13号の審査	41
補足説明（土木下水道部長）	
質疑（原田平委員、木村勝彦委員、大澤千恵子委員）	
散会の宣告	52

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成23年3月10日(木) 午前10時 開会
午後4時6分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 大澤千恵子 委員 藤浦雅彦
委員 木村勝彦 委員 原田平

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
都市整備部長 小山和重 同部次長兼建築指導課長 大田博和
同部参事 吉田和生 まちづくり支援課長 土井正治
同課参事 磯崎秀彦 都市計画課長 新留清志 同課参事 西川 聡
同課参事 三輪 知広 建築住宅課長 林 弘一
土木下水道部長 宮川茂行 同部次長 藤井義己
同部参事兼公園みどり課長 渡辺勝彦 同部参事兼道路課長 堀 和夫
交通対策課長 山本博毅 下水道業務課長 石川裕司
下水道管理課長 山口 繁 同課参事 川上昭人
下水道整備課長 西村克己
水道部長 中岡健二

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局書記 田村信也

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成23年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成22年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分
議案第 5号 平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
議案第13号 平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
議案第 2号 平成23年度摂津市水道事業会計予算
議案第10号 平成22年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)
請願第 1号 生活道路の変更と安全対策に関する請願

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 おはようございます。
ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

寒の戻りといいますか、ちょっと冷え込みもまた厳しいようでございますが、本日は寒い中、委員会を開催いただきまして、大変ありがとうございます。

今日は、過日の本会議で当委員会に付託されました所管分について、御審議をいただくわけでございます。どうぞ慎重審議の上、御可決、御承認よろしく願いたいと思います。

一たん退席いたしますが、どうぞよろしく願いたいと思います。

○山本靖一委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は原田委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第1号所管分、及び議案第9号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

宮川部長。

○宮川土木下水道部長 おはようございます。

それでは、一般会計当初予算の補足説明をさせていただきます。

議案第1号、平成23年度摂津市一般会計予算のうち、土木下水道部にかかわる部分につきまして目を追って主なものについて、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、30ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、衛生使用料では、節3、クリーンセンター使用料は、(仮称)吹田貨物ターミナル駅の建設工事用車両がクリーンセンター敷地内を通行することに伴い、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から徴収する使用料と関西電力の電柱などの占用料でございます。

目4、農林水産業使用料では、節1、水路使用料は大阪ガスなどの法定外水路占用料でございます。

目5、土木使用料では、節1、道路使用料は道路占用料でございます。節3、公園使用料は関西電力の電柱などの公園占用料でございます。

節4、駐車場使用料は、自動車及び自転車駐車場の使用料と駐車場用地使用料でございます。

32ページをお開き願います。

項2、手数料、目1、総務手数料では、節1、総務手数料のうち下から2行目の諸証明手数料は道路幅員証明手数料でございます。

目2、衛生手数料では、節5、し尿処理手数料はし尿処理及び浄化槽汚泥の処分に係る手数料でございます。

34ページをお開き願います。

目3、農林水産業手数料では、節2、明示手数料は水路敷地境界明示手数料でございます。節3、筆界確認手数料は水路敷地筆界確認書手数料でございます。

目4、土木手数料では、節1、明示手数料のうち上から1行目の道路敷地境界

等明示手数料と、下から1行目の自転車・自動車駐車場明示手数料でございます。

36ページをお願いします。

款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、土木費国庫補助金では、節2地籍調査費補助金は都市再生地籍調査（官民先行型）委託補助金でございます。

46ページをお願いします。

款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金では、節1、都市計画費補助金のうち下から2行目の府自然環境保全条例事務取扱交付金は、事務処理に関する経費交付金でございます。

節2、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査（官民先行型）委託補助金でございます。

節3、交通対策費補助金は、防犯カメラ設置補助金でございます。

節4、権限移譲交付金は、下から1行目、それと3行目、大阪府からの権限移譲に伴う交付金でございます。

48ページをお開き願います。

項3、委託金、目2、土木費委託金では、節1、土木管理費委託金は河川環境整備工事委託金と鶴野橋外ポンプ管理委託金と自転車等移動保管業務委託金でございます。

50ページをお開き願います。

款16、財産収入、項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入、節1、土地建物貸付収入のうち下から1行目、交通対策課分で摂津交通安全自動車協会への土地貸付収入でございます。

52ページをお開き願います。

款18、繰入金、項2、基金繰入金、目5、節1、緑化基金繰入金は、緑化事業への緑化基金繰入金でございます。

58ページをお開き願います。

款19、諸収入、項4、目2、雑入では、節1、雑収入のうち上から16行目

の電力売却収入と、その下、自転車等移動保管料と自転車等、鉄屑処分金と放置自転車対策協力金でございます。

続きまして、歳出でございますが、124ページをお開き願います。

款4、衛生費、項2、清掃費、目1、清掃総務費では、その主なものとしまして、節7、賃金は、し尿収集事務に係る下水道業務課の臨時職員の賃金でございます。

126ページをお開き願います。

目3、し尿処理費では、その主なものとしまして、節7、賃金はクリーンセンターの臨時職員の賃金でございます。

節11、需用費はクリーンセンターの消耗品費、光熱水費、修繕料等でございます。

節13、委託料はクリーンセンターの管理と、し尿収集に係る委託料でございます。

128ページをお開き願います。

節19、負担金、補助及び交付金は、正雀終末処理施設の維持管理負担金及び整備負担金でございます。

節22、補償、補填及び賠償金は、し尿汲み取り世帯数の減少に伴う、し尿収集業者への補償金などでございます。

130ページをお開き願います。

款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費では、農業水路の維持管理に係る経費で、その主なものとしまして、節7、賃金は、地元農業関係者による水路しゅんせつ等に係る賃金でございます。

132ページをお開き願います。

節11、需用費は、農業用施設の光熱水費と修繕料等でございます。

節13、委託料は河原樋ポンプ場外1件の管理業務委託料でございます。

節15、工事請負費は、農業水路に係

る用水側溝改良工事でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は水路整備事業等の実施に伴う融資資金の償還金負担金及び神安土地改良区負担金等でございます。

138ページをお開き願います。

款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費では、その主なものとしまして、節13、委託料は、土木施設の維持に係る土木維持作業業務委託料等でございます。

節28、繰出金は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

目2、交通対策費では、その主なものとしまして、節8、報償費は市民、バス事業者、行政等で懇談会を設置して、バス交通全体の機能分担の再編を検討するための有識者及び委員等の謝礼でございます。

節11、需用費は、道路反射鏡定期修繕事業費、自転車駐車場施設修繕料等でございます。

節13、委託料は、駐車場管理委託料、放置自転車等移動委託料、自転車利用者指導委託料、及び公共施設巡回バス運行管理業務委託料等でございます。

節15、工事請負費は、道路反射鏡設置工事と交差点改良工事でございます。

140ページをお開き願います。

節18、備品購入費は、防犯カメラの購入費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、その主なものとしまして、市内循環バス運行補助金等でございます。

続きまして、項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費では、その主なものとしまして、節13、委託料は、駅前広場管理委託料、モノレール駅前広場管理委託料、摂津市駅駅前広場管理委託料と都市再生地籍調査業務委託料等

でございます。

140ページから142ページにかけて、目2、道路維持費では、その主なものとしまして、節11、需用費の道路管理に係る維持管理経費のほか、節13、委託料の市内環境維持業務委託料等でございます。

節15、工事請負費は、道路維持工事の事業費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、建築基準法に基づいて、中心後退部分が発生する狭隘道路の整備への助成金でございます。

目4、交通安全対策費では、その主なものとしまして、節15、工事請負費は、市道鶴野54号線道路改良事業や交通バリアフリー整備事業としての歩道段差切り下げ工事などの交通安全対策工事の事業費でございます。

節22、補償、補填及び賠償金は、市道千里丘三島線の移転補償費でございます。

142ページから144ページにかけて、項3、水路費、目1、排水路費では、その主なものとして、節11、需用費は排水路施設の光熱水費と修繕料等でございます。

節13、委託料は排水路やポンプ場などの維持管理に係る委託料でございます。

節15、工事請負費は、排水路に係る雑工事でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、番田水門設置に伴う内水対策事業の建設負担金、府営まちづくり整備事業として大阪府が実施しております番田水門の樋門改修等の事業償還金負担金、及び安威川左岸ポンプ場維持管理負担金でございます。

144ページから146ページにかけて、項4、都市計画費、目1、都市

計画総務費では、その主なものとしまして、節1、報酬は緑化推進嘱託員の報酬でございます。

節7、賃金は緑化推進員の賃金でございます。

148ページから150ページにかかまして、目3、緑化推進費ではその主なものとしまして、節15、工事請負費は、新幹線公園から水辺沿い堤防敷への桜の植栽工事でございます。

節16、原材料費は、花いっぱい活動助成をはじめ、市内花壇等の肥料、土、花の苗、樹木等の購入費でございます。

150ページをお開き願います。

目4、公園管理費では、その主なものとしまして、節11、需用費は、公園等の光熱水費と修繕料等でございます。

節13、委託料は、公園等施設の機能維持を図るための公園管理委託料と公園等砂場消毒清掃委託料と、公園遊具点検業務委託料、新幹線公園の案内板等設置委託料、並びに公園台帳作成委託料でございます。

節15、工事請負費は、公園遊器具の取替工事でございます。

160ページをお開き願います。

款8、項1、消防費、目3、水防費では、その主なものとしまして、節16、原材料費は水防資材の購入費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、その主なものとしまして淀川右岸水防事務組合に対する負担金と安威川ダムの建設に係る水源地域対策特別措置法第12条に基づく負担金等でございます。

続きまして、債務負担行為でございますが、8ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為のうち、土木下水道部に係りますものは、上から1段目、道路用地買収事業は市道千里丘三島

線等の道路買収事業に伴う用地で、土地開発公社に買収をお願いするものでございます。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成22年度摂津市一般会計補正予算（第5号）のうち、土木下水道部に係わる部分につきまして、目を追って主なものについて、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、予算書の18ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、土木使用料では、節4、駐車場使用料は、市立自動車駐車場、及び自転車駐車場の利用者の減少を見込み、減額といたしたものでございます。

20ページをお開き願います。

款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、土木費国庫補助金では、節1、都市計画費補助金は、上から2行目、社会資本整備総合交付金で、道路維持事業の増額補正を行うものでございます。

22ページをお開き願います。

款15、府支出金、項3、委託金、目3、土木費委託金では、節1、土木管理費委託金は、河川環境整備工事委託金の額が確定したことにより、減額となるものでございます。

24ページをお開き願います。

款17、項1、目1、寄附金では、節1、寄附金のうち、緑化事業寄附金で1件の寄附を受けたものでございます。

26ページをお開き願います。

款19、諸収入、項4、目2、雑入では、節1、雑収入のうち、下から4行目、路上放棄車処理協力金と、その下、自転車等移動保管料等は、年度末見込みにより減額となるものでございます。

続きまして、歳出につきまして、説明

申し上げます。

予算書の52ページをお開き願います。

款4、衛生費、項2、清掃費、目3、し尿処理費、節11、需用費は、クリーンセンターの管理に係る修繕等が、年度末見込みにより減額となるものでございます。

54ページにかけまして、節13、委託料では、樹木管理委託料、及び沈砂槽等清掃委託料等の委託料が確定したことにより減額となるものでございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、正雀終末処理施設に係る維持管理負担金で、年度末見込みから減額となるものでございます。

節22、補償、補填及び賠償金は、し尿汲み取り世帯数の減少に対する業者への補償で、前年度減少世帯数が確定したことにより減額となるものでございます。

款5、農林水産費、項1、農業費、目4、農業水路費では、その主なものとしまして、節7、賃金は農業用水路しゅんせつ賃金の金額が確定したことにより、減額となるものでございます。

節11、需用費は、農業用施設の光熱水費の未執行見込み額を減額するものでございます。

節13、委託料はポンプ場管理業務委託料の執行差金を減額するものでございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、神安土地改良区への負担金で、鳥飼水路、鳥飼南水路、沖水路安全柵設置工事の金額が確定したことに伴い、負担金の減額のほか、農地転用時の決済金により、神安土地改良区が繰上償還したことに伴い、地盤沈下対策事業償還金負担金が減額となるものでございます。

56ページをお願いします。

款7、土木費、項1、土木管理費、目

1、土木総務費、節28、繰出金では、年度末見込みから公共下水道事業特別会計繰出金を減額するものでございます。

目2、交通対策費では、その主なものとしまして、節11、需用費は道路反射鏡定期修繕料の執行差金を減額するものでございます。

節13、委託料は、交通指導業務委託料と自転車利用者指導委託料の委託業務仕様の見直しを行い、金額を確定したことにより、減額となるものでございます。

58ページをお開き願います。

項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費では、その主なものとしまして、節13、委託料は駅前広場管理委託料、モノレール駅前広場管理委託料、摂津市駅前広場管理委託料、都市再生地籍調査（官民先行型）業務委託料、現況平面図等修正及び認定道路網図作成委託料などの金額が確定したことにより、減額となるものでございます。

目2、道路維持費では、節13、委託料は、市内環境維持業務委託料などの金額が確定したことにより減額となるものでございます。

節15、工事請負費は、道路維持工事として、市道鳥飼西38号線の追加と、道路維持工事の執行差金とを精査の上、増額となるものでございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、狹隘道路整備助成金の件数が確定したことにより減額となるものでございます。

目4、交通安全対策費では、その主なものとしまして、節13、委託料のうち、測量委託料は千里丘三島線道路改良事業で、用地買収の交渉を進めておりましたが、実施までに至らなかったため、全額減額するものでございます。

また、設計委託料は、交通バリアフリー化事業の設計委託の金額が確定したこと

により、減額するものでございます。

節15、工事請負費は、交通安全対策工事に執行差金を減額するものでございます。

節22、補償、補填及び賠償金は、移転補償費について、一部の執行見込み額以外を減額するものでございます。

60ページをお願いします。

項3、水路費、目1、排水路費では、その主なものとしまして、節11、需用費は、排水路ポンプ施設の燃料費、光熱水費、修繕料の未執行見込み額を減額するものでございます。

節13、委託料は、ポンプ場設備保守点検委託料の金額が確定したことにより、また残土受入処分委託料は、未執行見込み額を減額するものでございます。

項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、節25、積立金は、寄附金を緑化基金に積み立てるものでございます。

62ページをお願いします。

目4、公園管理費では、その主なものとしまして、節13、委託料は、公園管理委託料で、水景施設管理委託料の金額が確定したことにより、減額となるものでございます。

また、公園台帳作成委託料は、作成箇所を2か所見送ったことにより減額でございます。

節15、工事請負費のうち、公園管理工事は金額が確定したことにより減額となるものでございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、ちびっこ広場管理補助金の金額が確定したことにより、減額となるものでございます。

64ページをお開き願います。

款8、項1、消防費、目3、水防費では、節19、負担金、補助及び交付金は、淀川右岸治水促進期成同盟負担金の確定

により、減額となるものでございます。

続きまして、繰越明許費につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の8ページをお開き願います。

第3表、繰越明許費に記載事業のうち、土木下水道部に係りますものとしまして、上から1段目、款7、土木費、項2、道路橋りょう費、道路補修事業（烏飼西38号線）につきましては、国の追加補正に伴います事業につき、繰越が見込まれるため、2,500万円の繰越をお願いいたしますのでございます。

以上、補正予算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 小山都市整備部長。

○小山都市整備部長 それでは、議案第1号、平成23年度摂津市一般会計予算所管分のうち、都市整備部にかかわる部分につきまして、目を追って主なものについて、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、30ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、土木使用料、節2、公営住宅使用料は、市営住宅使用料などでございます。

次に、34ページをお願いします。

項2、手数料、目4、土木手数料、節1、明示手数料のうち、都市計画道路敷地境界明示手数料、節2、優良宅地等認定手数料、及び節3、都市計画手数料は諸証明手数料でございます。

次に、36ページをお願いします。

款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、土木費国庫補助金、節1、都市計画費補助金は、耐震診断補助金と耐震改修補助金でございます。

節3、住宅費補助金、社会資本整備総合交付金は、補助基本額のうち、10分の4.5、及び10分の4は市営住宅建

設に伴う交付金でございます。

次に、46ページをお願いします。

款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金、節1、都市計画費補助金は、府景観条例事務取扱交付金、耐震診断補助金、及び耐震改修補助金、目4、権限移譲交付金のうち、まちづくり支援課、建築指導課、建築住宅課、都市計画課分でございます。

次に、48ページをお願いします。

項3、委託金、目2、土木費委託金、節2、都市計画費委託金は建築基準法施行事務取扱委託金、都市計画法施行事務取扱委託金、及び50ページの大阪府福祉のまちづくり条例委任事務委託金でございます。

次に、52ページをお願いします。

款18、繰入金、項2、基金繰入金、目6、市営住宅整備基金繰入金は、節1、市営住宅整備基金繰入金でございます。

次に、58ページをお願いします。

款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入、節1、雑収入は、上から9行目、都市計画図売却収入、建築確認申請者負担金、及び入居者負担金でございます。

次に、歳出でございますが144ページをお開きをお願いします。

款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、節1、報酬、都市計画審議会委員報酬、及び146ページ節9、旅費、節11、需用費、並びに節12、役務費で事務執行経費でございます。

節13、委託料は、GISシステム保守管理委託料、JR千里丘駅西口エレベーター設置に係る委託料、及び地形図修正図化委託料でございます。このうちエレベーター設置実施設計業務委託料は、本年度の結果をもとにいたしまして、実施設計を進めるものでございます。

節14、使用料及び賃借料は、電子複写機レンタル料とGISシステム借上料でございます。

次に、節19、負担金、補助、及び交付金のうち当部に関係いたしますものは、1行目の摂津市既存民間建築物耐震診断補助金、耐震改修補助金、並びに3行目の大阪府都市計画協会負担金から、10行目の大阪府景観形成誘導推進協議会負担金と、148ページ電波障害対策施設ケーブルテレビ切替負担金でございます。

次に、節27、公課費は、公用車の検査に伴います自動車重量税でございます。

次に、目2、街路事業費、節8、報償費、節9、旅費、及び節11、需用費は、都市景観事業に伴う都市景観まちづくり審議会、並びに都市景観アドバイザー委員会などの事務執行経費でございます。

次に、節12、役務費は、新在家鳥飼上線道路整備に係る用地の税務相談手数料と都市景観事業に伴う活動に対する保険料でございます。

次に、節13、委託料は、新在家鳥飼上線道路整備に係る工事積算システムの保守委託料及び道路等詳細測量設計委託料でございます。

次に、節14、使用料及び賃借料は、チューリップアート実施に伴いますバスの借上料と、新在家鳥飼上線道路整備に係る工事積算システムの借上料でございます。

152ページをお願いします。

項5、住宅費、目1、住宅管理費では、節1、報酬の住宅管理人報酬費、節9、旅費、及び節11、需用費など事務執行経費でございます。

節13、委託料は、市営住宅管理に伴う昇降機保守委託料ほか154ページの緊急通報設備管理委託料などと、市営住宅建設に伴う市営住宅管理委託料及び測

量など業務委託料などでございます。

次に、節14、使用料及び賃借料は、一津屋第一団地と第二団地に設置いたしております自動通報装置のシステム借上料でございます。

節15、工事請負費は（仮称）摂津市営三島住宅建設工事にかかわります市営住宅本工事費と太陽光発電設置工事費でございます。

節16、原材料費は市営住宅管理に伴う補修用材料費でございます。

節22、補償、補填及び賠償金は、建築中の市営住宅への転居に伴う補償を実施するための動産移転補償費でございます。

節25、積立金は市営住宅整備基金積立金でございます。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成22年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分のうち都市整備部にかかわる部分につきまして目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

歳入でございますが、20ページをお開き願います。

款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、土木費国庫補助金、節1、都市計画費補助金のうち耐震診断補助金と耐震改修補助金で事業確定により減額いたすものでございます。

22ページをお願いします。

款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金、節1、都市計画費補助金は耐震診断補助金と耐震改修補助金で事業確定により減額いたすものでございます。

項3、委託金、目3、土木費委託金、節2、都市計画費委託金は都市計画法施行事務取扱委託金、都市計画基礎調査委

託金、及び大阪府福祉まちづくり条例委任事務委託金で事業確定により減額いたすものでございます。

次に、歳出でございますが60ページをお願いします。

款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、節1、報酬、節2、需用費、及び節12、役務費は、都市計画審議会事業の執行差金でございます。

節13、委託料はJR千里丘駅西口エレベーター設置事業の業務委託の入札差金でございます。

節14、使用料及び賃借料、及び節18、備品購入費は、既存のGISシステムとパソコンの更新に伴います執行差金でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、震災対策推進事業の執行差金でございます。

目2、街路事業費では、節8、報償費、節11、需用費、節12、役務費、節13、委託料、及び62ページの節17、公有財産購入費は市道千里丘23号線改良事業などにかかわる経費の執行差金でございます。

項5、住宅地、目1、住宅管理費、節25、積立金は、市営住宅整備基金積立金で見込み額を減額いたすものでございます。

最後に、8ページをお願いします。

第3表、繰越明許費のうち、2行目の款7、土木費、項4、都市計画費の震災対策推進事業につきましては、住宅の耐震改修補助金に一定額の加算を行う平成22年度限定の国の全額補助の事業でございます。

本事業は、今年度内に補助の決定を受けた住宅につきまして、耐震改修工事の完了後に支出されるものでございます。

この補助事業の受け付け期間は本年度末となっておりますので、今後の申請への対応を行うため、90万円を来年度に繰越明許を行うものでございます。

以上、補正予算の内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

原田委員。

○原田平委員 それでは、質問をいたします。

まず、歳入についてでございますが、道路占用料として9,800万円が計上されています。平成22年度の予算においても同額の掲載でありました。

おおむね決算でも申し上げたかもわかりませんが、南千里丘開発、そして地域の開発の状況を踏まえて、道路占用料は増加しておるんじゃないかと思いますが、見積もり額等、具体的な見解を求めたいと思います。

続きまして、市営住宅の使用料で7,124万円の計上でございますが、これまで滞納分の徴収等に大変御尽力をいただいて、滞納の減少に取り組んでいただいているわけですけれども、この平成23年度予算の中においては、どういう状況にあるのかとお尋ねをいたしたいと思っております。

そして、本会議でも出ておりましたが、家賃の収納方法について以前にも検討をお願いをしておったわけでございますが、その後の取り組みの状況はどうなっているのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

続きまして、自動車駐車場の使用料として3,265万5,000円でございますが、先ほどの補正予算の補足説明においても自動車駐車場で246万円、自転車駐車場で720万円余りの減額補正がされております。総予算に対して約2

割程度は収入が見込めなかったということでもあります。

そして、今年度は歳入において自動車が3,265万円、自転車が8,943万円あわせて1億2,208万7,000円でございます。

一方、歳出は1億3,319万7,000円でございます。どう見たって1,100万円の市税からの持ち出しであります。

これは、決算のときにも申し上げましたが、駐車料金の見直し、あるいは利用者の利便性の向上とか、いろいろな形をとって、使用料のアップにつなげなければ、このような状況を繰り返していくなれば大変な持ち出しになるというふうに考えるんですけど担当者の考えを聞きたいと思っております。

都市再生地籍調査委託補助金として、国庫補助金150万円、府補助金75万円の計上ですが、歳出のほうでの事業費は400万円ということで、補助金額と事業費との違いがあるわけですが、どういう状況になっているのか、あわせて継続的な事業の平成23年の事業の内容についてお尋ねをいたしたいと思っております。

続きまして、住宅費の補助金として、先ほど御説明がありました100分の45プラス100分の40ということで、社会資本整備総合交付金としていただくわけでございます。総額6億3,759万6,000円ですが、先ほどの説明に加えてもう少し具体的に御説明をいただきたいと思っております。

続きまして、土木費の府補助金ですが、交通対策費補助金として防犯カメラの設置補助金が1,380万円、大阪府から補助金をいただくわけですが、46台の防犯カメラの設置をする

ということであります。

一昨日の代表質問において、この問題について生活環境部長が答弁をされておられます。いわゆる防犯という立場から御答弁をされたと思うんですが、昨年、大阪府からの補助金を受けられて自転車置き場のカメラ設置をされました。

この補助金の趣旨は、府内におけるひったくり、こういうことをなくす防犯のための補助金だったというふうに思っております。補助金の執行にあっては、防犯という観点からの検討をしていかざるを得ないというふうに思います。交通対策課としての御意見を聞きたいと思っております。

それから、大阪府から権限移譲の交付金がおきてまいっております。それぞれの交付金の権限移譲にかかわる交付金の内容をお尋ねいたしたいと思っております。

補正予算の5号について、道路課のほうで1, 100万円の社会資本整備総合交付金が入っております。道路維持工事の減額ということで2, 005万円、そして事業費として2, 500万円の鳥飼西38号線の工事費が掲げられておりますが、これをもう少し、この内容についてお尋ねをいたしたいと思っております。

続きまして、課ごとに御質問いたしたいと思っております。

新在家鳥飼上線の拡幅整備事業をいよいよ取り組んでいただけるというふうになりました。大変期待の大きい事業でございますので、この事業内容についてお尋ねをいたしたいと思っております。

市街化調整区域の都市計画決定の変更、そして都市計画認可変更の業務委託料として2, 450万円、これは下水道の特別会計のほうの関係になるんですが、主要事業の中に2, 450万円の事業費が含まれております。都市計画課のほうではどういった事業の内容になって

くるのかと思って調べたところ、一切この計上がなされていないということでもあります。やはり、下水は土木下水道部の所管でありますし、都市計画にかかわる問題については、都市整備部の事業だというふうに思います。これについての理解に苦しみますので、御説明いただきたいと思っております。

都市計画のマスタープランの見直しをやるということではありますが、平成12年2月に作成をされましたこの都市計画マスタープラン、どういった事業内容になってくるのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

府道十三高槻線の工事の進捗状況について、一昨日の木村議員の代表質問で詳しく御質問されておられます。摂津市内の交通渋滞の解消のためにも、一日も早く十三高槻線が完成し、吹田市域への接続が早くなることを多くの市民が願っておられるわけであります。

そういう状況についてもお尋ねをいたしたいと思っておりますし、また木村議員が御質問されてました地元、大阪府、摂津市の三者による協定書が交わされているというふうに御説明がありました。

我々には、どういった内容になるのかよくわかりませんが、やはり大阪府がやらなければならないこと、そして摂津市が責任を負わなければならないことがあろうかと思っております。そういった内容についての御説明をと、委員長のほうにお願いを申し上げまして、その三者協定の写し等をいただければありがたいと思っております。

それから、続きましてJR千里丘西口エレベーター設置事業であります。

先ほどの補足説明の中において116万円の基本設計の減額がありました。本会議でも御質問されておりましたが、

これについての計画が2案があるということで、説明もあったわけですが、この基本設計にかかわる実施設計が本年度予算で1,556万円計上されていますが、御説明をいただきたいと思えます。

続きまして、公園みどり課のほうにお願いします。

緑の基本計画の改定事業をされるということであります。その取り組み状況についてお尋ねをいたしたいと思えます。

それから、新幹線公園の桜並木の延長事業について、先ほども御説明がりましたが190万円の予算に対して、どれぐらいの利用ができるのか、あるいは3か年事業となっておりますので、この内訳についてお尋ねをいたしたいと思えます。

以前から問題になっておりました公園遊具の安全点検と取り換え事業が引き続いてやらなければならないというふうに感ずるわけですが、平成23年度の事業について、どのような取り組みになるのかお尋ねをいたします。

鳴り物入りでつくられました境川のせせらぎ水路の維持管理についてであります。

この供用開始をされてから、しばらくたちましたら、水が流れておらないというような状況がありました。フルタイムで、そういったせせらぎ水路を活かしていこうということですが、維持管理について問題があるのではないかとこのように感ずるんですけども、担当としてのご見解をいただきたいと思えます。

せんだん公園をはじめとして、都市公園における親水事業について、一向にその親水事業の目的を果たしておらない。水が出ておらないというような状況がありますので、これについて取り組みをお尋ねをいたします。

淀川河川敷の公園整備について、これも代表質問でも出ておりましたので、詳しくはお尋ねいたしませんけれども、平成23年度も間近でございますので、現況においてどのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

交通対策課について、お尋ねをいたします。

公共施設の巡回バスの運行管理業務委託料ということになります。これについては決算審査の委員会でも申し上げましたように利用される方と、また一部の路線バスを利用されている方の不公平感、バスの運行を希望されている方たちのことを考えれば、やはり有料化というものを検討しなければならないというふうに申し上げてたわけですが、どういった状況になっているのかお尋ねします。

また路線についても検討してほしいと、見直しをしてほしいということも言っておりましたし、代表質問でも起点終点を変えるような意見も出ておりましたので、そういったところについて担当の考えをお聞きをいたしたいと思えます。

市内循環バスの運行補助金は、これのかかわりがありますので、一定利用者の状況も踏まえて、検討せざるを得ないのではないかとこのように感ずるんですけども、お尋ねをいたしたいと思えます。

次に建築住宅課へお尋ねします。

市営住宅の状況において、確か空き家が存在をしていると思えます。政策空き家につきましては、今、建てられている市営三島住宅の入居者の関係でそれは空き家で置いておこうということについてはいいんですけども、一般住宅のほうにおいて、空き家が出ておるとこのように聞かれます。その状況と取り組みについてお尋ねをいたします。

それから、市営三島住宅の建築に伴う

周辺道路変更に関する請願をこの委員会の最後に審議するわけでありましてけれども、市道三島23号線の安全対策を求める改善要望も出ておったわけでありまして。その間、どのような取り組みをされて、平成23年度に臨まれようとしているのかお尋ねをいたします。

続きまして、要望をいたしておりました太陽光パネルの設置を今年2,500万円で設置をするということですが、費用対効果等についてお尋ねをいたしたいと思います。

続きまして、道路課のほうにお願いします。

市道千里丘三島線の拡幅事業の進捗状況についてお尋ねいたします。

続きまして、橋梁長寿命化修繕事業として700万円の計上ではありますが、平成21年度決算審査の委員会でお聞きをいたしましたところ、摂津市の橋は総括的に大丈夫だということをお答えをいただいたんですけれども700万円のどんな事業になるのかお尋ねいたします。

正雀の駅前の道路拡幅事業の進捗状況と今年度の取り組みについてお尋ねいたします。これも本会議のほうに出ておりましたので、かいつまんで方向性をお聞きをいたしたいと思います。

特に、道路予定区域に一定の規制をかけたということになります。この規制をかけられた背景も含めてどういう今後の見通しになるのかお尋ねをいたしたいと思います。

続きまして、道路の改良工事ではありますが、千里丘31号線と鶴野54号線の内容等についてお尋ねいたします。

続きまして、今、裁判を行っております東別府地域の道路問題の裁判の進捗状況についてお尋ねをいたします。

これは、以前にも申し上げましたが、

鳥飼西38号線の街路樹の問題であります。

以前に質問をいたしまして一部植えかえをしていただきまして、何とか根付いて欲しいなと思っていたらまた枯れました。

そして、今残っている木は数本、あと残っている木は枯れていく状況でありますので、これは木の種類を替えて、するなり、あるいは土壌を全面的に改良するなりして、大幅な植え替えをやらなければ同じようなことが続くと思いますので、やるべきと考えますし、先ほど社会資本整備事業費のほうで2,500万円、この鳥飼西38号線の事業があります。これについて、それと抱き合わせでやられたらどうかいうふうにも感ずるんですけども、お尋ねをいたしたいと思います。

続きまして、バリアフリーの関係から歩道段差の解消を行ってほしいと思うんですけども一向にやられる気配もないし、交差点において一部改良はやられますけれども、既存の街路のある歩道は全く手つかずの状況であります。

特に私が住まいをいたしております鳥飼下には、新在家鳥飼中線の道路があります。これも非常に傷んでおりますし、段差が激しい、補修をしてほしいという要望もきておるわけですけども、なかなか手つかずの状況であります。歩道段差解消についての取り組み状況をお尋ねいたします。

最後に、下水道管理課のほうにお尋ねします。

安威川ダムの市の負担金、本体工事は2年おくれました。そういうことによって、負担金とそして今後の本体工事の着工は府としてどのような考えを持っておられるのか、知事の考えだけになるのか、あるいは全体を考慮した取り組みが進め

られるのか、担当のほうでつかんでおられる状況等をお教え願いたいと思います。

続きまして、農業水路の賃金、しゅんせつ賃金が180万円であります。これについて決算審査の委員会でも申し上げましたように、賃金等を支払われた場合については源泉をとるなり、いろんなことをしなければならないというふうに思っておりますし、わずか一人3,000円という状況でありますけれども、これについては支出の方法についてやはり検討すべきだというふうに指摘をしておいたわけですが、平成23年度どのように取り組まれるのかお尋ねいたします。

これも土地改良事業団体の連合会の負担金であります。8万円、摂津市として事業団体連合会の負担であります。決算でも申し上げましたように、摂津市は神安土地改良区に加入をさせていただいて、神安土地改良区に約1,700万円の負担金を支払っています。神安から団体に入られることについては、私たちが口を挟むことはできないと思うんですけども、摂津市が単独でそういうのに入るのについては、一度各市の状況も聞いてみたいというような御答弁でありましたので、どういうふうにされたのかお尋ねいたしたいと思います。

最後に、建設常任委員会の課題ですが、クリーンセンターの問題でございます。正雀処理場の機能停止がいよいよせまってまいりましたわけですが、これについて、どのような取り組みをされて今後の見通し等についてどのような見解をお持ちなのかお尋ねをいたしたいと思います。

これについては、部長が答弁できないのであれば副市長からの見解を聞かせていただきたいと思います。

○山本靖一委員長 新留課長。

○新留都市計画課長 原田委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、権限移譲につきまして、その内容につきまして都市計画課に係る分につきまして、御説明させていただきます。

都市計画の権限移譲につきましては65万4,000円、この権限移譲交付金につきましては、大阪版地方分権推進制度実施要領に基づき算定されたものでございます。この移譲事務の内容につきましては、まず14事務ございますが、

まず1点目が地方公共団体等の土地の買い取り希望の届け出受理等。

2点目が国土利用計画法に基づく事後届け出等に関する事務。

3点目が遊休土地に関する事務。

4点目が都市計画法に基づく測量等の際の試掘の許可。

5点目が都市計画施設等の区域内における建築の規制。

6点目が都市計画事業の認可後の事業地内における建築の許可。

7点目が造成宅地防災区域の指定等。

8点目が宅地造成工事規制区域指定等。

9点目が宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可等。

10点目が住宅街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可。

11点目が土地区画整理促進地域内及び住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可等。

12点目が土地区画整理促進区域内等における土地の買い取り申し出。

13点目が市街地再開発促進区域内における建築の許可等。

14番目が防災街区整備事業施行区域内での建築行為等の許可等。

以上、14事務になっております。

それから、新在家鳥飼上線が今年度予

算計上されているということで、この事業内容について、御説明をさせていただきます。

この新在家鳥飼上線、新幹線の側道のところでございますが、以前から要望されていたところの歩道の未整備箇所につきまして、平成23年度歩行者・自転車利用者の安全対策を図るために、歩道整備を行うものでございます。

整備区間につきましては沖水路から番等目水路の区間約150メートルを予定しております。

今後、歩道の拡幅整備に向けて、平成23年度から5か年計画で進める予定であります。

平成23年度は、用地境界確定測量、路線測量、道路の実施設計委託を予定しております。

道路の整備の計画内容でございますが、現在の車道の横に用地買収を行い歩道幅員3.5メートルの歩道を整備していくものでございます。

それから市街化調整区域の公共下水道の都市計画変更をやっていくということで、都市計画にかかわる部分について市街化区域への取り組みについてのお尋ねです。市街化区域へ編入を行う場合には本市の総合計画や都市計画マスタープランへの位置づけが条件となっております。

また、編入につきましては大阪府が決定する都市計画でありまして、府が策定する北部大阪都市計画区域の整備開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランに適合している必要がございます。

マスタープランでは新たに市街化区域に編入する区域は幹線道路、沿道での新たな産業誘致や鉄道駅周辺での住宅地整備など、特に必要なものに限定するとさ

れております。

また編入の条件としましては、土地区画整備事業や地区計画など、そして緑被率20%以上を確保することとなっておりますが、これらの条件の整理については、関係機関や関係地権者などとの調整が必要になってくると考えております。

それから、11番目の都市計画マスタープランの見直しの内容についてということだったと思いますが、現在の都市計画マスタープランにつきましては、平成12年2月に策定されております。

計画の目標は、総合計画の目標年次であります平成22年度を踏まえて、摂津市都市計画マスタープランの目標年次をおおむね平成32年度とされておるところであります。

今後につきましては、大阪府が平成22年度末を目標に決定されます北部大阪都市計画区域の整備開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランや本市の新たな第4次総合計画のまちづくりの目標として目指す将来像を実現するために7つの目標を設定されております。

この2つの上位計画をもとに現行のマスタープランと整合を図ってまいりたいと考えております。

それから、十三高槻線の進捗状況についてでございますが、十三高槻線の正雀工区の工事の進捗状況につきましては、大阪府茨木土木事務所によりまして、平成24年春の本体部分の完成に向けて現在工事が進められております。現在の工事の状況は正雀川の下ボックス工事が終わりまして正雀川をもとに戻す河川の復旧工事が行われております。

それから、正雀川の東工区では、現在トンネルボックス築造にかかります地中連続壁工事を終えられ、地盤改良を施工中でございます。地盤改良施工後ボックス

ス本体の掘削を行う予定と大阪府より伺っております。

それから、地元と大阪府、摂津市の三者の協定書の写しについてありますが、これにつきましては、委員長と御相談をさせていただいた後、渡させていただきたいと思っております。

それから、JR千里丘駅西口エレベーター設置事業でございますが、先般の代表質問でも御説明させていただきましたが、本年度におきまして設置検討業務を現在行っております。その中で2案に現在絞り込んできております。

1案につきましては、駅跨線橋の北側の茨木側に設置する案。もう1つは、エスカレーター降り口近くのスロープ前の歩道に設置する案を検討しております。

この設置箇所を、この2案の中で今後課題を整理しながらエレベーター設置箇所を決定しまして、平成23年度には、エレベーター設置の実施設計に着手してまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 吉田都市整備部参事。
○吉田都市整備部参事 先ほど御質問いただいております十三高槻線の件で、内容が工事の進捗という点と、これは今、御答弁申し上げましたけれども、2点目の御質問の中で三者協定書の内容について、御説明申し上げたいというふうに思っております。

ただ、協定書の取り扱いにつきましては、御要望ありましたけれども、そのあたりは調整していただいて、要請があればきちっと対応したいというふうに考えております。

この協定でございますけれども、主な目的は十三高槻線の正雀工区の工事の着手に係る協定というような項目になっております。この協定につきましては、平成18年5月29日に協定書が締結されて

おります。

そして自治会ということでその当時の自治会長、そして茨木土木事務所の所長、そして摂津市としましては、この立会人という形になっております。

地元の要望である地下道部分の上部空間を地域にとって何らかの形で有効にできないかというような条件も踏まえて、この協定書は締結されております

ただ、その中で大阪府としてどのような対応かと申しますと、特に上部空間に、例えば荷重がかかる、通常は余り荷重は考えないですけども、今回有効利用という面では建物とか、いろんな形で使った場合、上から荷重がかかりますので、そのあたりは、ある程度荷重が乗っても耐え切れるような構造にしておきますというのは当然、茨木土木の設計上の対応という形で協定に盛り込まれております。

次に、摂津市として立会人はどうするんだということにつきましては、当然、この事業の進捗に伴う協定につきましては、やはり趣旨を尊重するという前提で、地域のコミュニケーションの保全ということも十三高槻線のこの工区につきましても市としては何らかの形で協力することになっておりますけれども、この内容につきましては、やはり具体的な要望内容です、今後お聞きしながらという形になろうかと思っておりますけれども、そのときに摂津市としてどういう役割を果たしていくのかというのが今後の課題かなというふうに思っておりますけれども、やはり、この事業で主役となるのは当然大阪府でございますので、そのあたりは大阪府に対して摂津市も意向を伝えていきたいというふうには考えております。

○山本靖一委員長 協定書については地元自治会の方、それから大阪府、摂津市の三者ですから、資料について中身を説

明されましたけれども、一言こういう要請が出ているのでという了解をいただきながらそういう資料の扱いにしていたらというふうに思います。

林課長。

○林建築住宅課長 建築住宅課にかかわります原田議員の質問に御答弁をさせていただきます。

まず、公営住宅使用料の7, 124万円の内容と家賃の納付方法についてでございますが、公営住宅、住宅使用料は家賃と駐車料とあわせたものですが、予算算定に当たっては昨年までは、前々年度の決算額を計上しておりました。これは制度上、入居者の収入により、家賃が決定されるため、次年度の家賃算定には入居者の収入申告が不可欠となっております。

通年3月の税務申告の後、所得が確定する時期以降の夏ごろに家賃算定のため、収入申告をしていただいております。

また、全入居者のデータがそろわないと算定できませんが、どうしても申告がおくれる方が出てきますので秋の次年度予算提出時期には算定できず、決算額をもって予算額としておりました。しかし、昨年、建設常任委員会におきまして、決算額ではなく、精査した上で家賃算定するよう委員から御指摘をちょうだいしております。

本年は、入居者の方々に所得確定後、速やかに収入申告をしていただくようお願いをいたしました結果、家賃確定することができました。家賃決定額は6, 500万2, 800円、これに駐車料643万2, 000円及び過年度の未済金600万円これを加えた額に平成21年度の収納額92%を掛けたものでございます。

なお、過年度未済額は、前々年度、平

成21年度決算の未済金約620万円から推定した額600万円としてます。

それと、家賃の収納方法のその後の取り扱いについてでございますが、現状は入居者の皆様が家賃等納付書を本市の取り扱い金融機関各本支店へ持参していただき、支払っていただいております。この方法は一般に持参払いと言いまして、市にとっては事務費用がほとんどかからないという利点があり、さらに市営団地近くには取り扱い金融機関各本支店があることから、この収納方法をとってまいりました。

しかし、一部支店が撤退され、入居者の利便性や滞納防止という観点から考えますと、自動振り込み及び24時間営業しているコンビニの支払い方法なども考えております。

平成21年11月の委員会でも答弁させていただいたと思いますが、来年度からは現在建てかえ事業中の住宅の管理運営が始まることから、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、社会資本交付金の内容についてでございますが、住宅費補助金の6億3, 759万6, 000円は、社会資本整備総合交付金でございまして、その内容につきましては、基幹事業分といたしまして、市営住宅本体工事11億9, 250万円と市営住宅工事管理委託料1, 963万8, 000円と移転補償費3, 000万円をあわせた額12億4, 213万8, 000円に交付率の0.45を掛けた額5億5, 896万2, 000円と提案事業分といたしまして、地域福祉活動支援センター工事1億8, 750万円と、同工事管理委託料908万6, 000円をあわせた額1億9, 658万6, 000円に交付率の0.4を掛けた額7, 863万4, 000円をあわせたものが

6億3,759万6,000円となったものでございます。

旧の地域住宅交付金に変わったものでございます。

続きまして、建築住宅課にかかわります権限移譲交付金の内容につきましてでございます。

これにつきましては、大阪府の終身建物賃貸借事業認可でございます。

続きまして、市営住宅の一般空き家の状況等、入居についてでございます。

一般住宅の空き家の状況と入居につきましては、八町団地につきましては平成22年度当初は2戸を政策空き家としておりましたが、委員の御指摘によりまして、市有財産の有効活用ということで1戸を募集いたしまして、現在1戸を政策空き家として残しております。残る一津屋団地につきましては、空き家が出ればすぐ入居者の募集をしております。

平成22年度につきましては、4軒、内訳は一津屋第一団地が2軒、一津屋第二が1軒、八町1軒という内訳となっております。

続きまして、市道三島23号線道路変更に関する請願について、その後の経過につきまして報告させていただきます。

請願の意向に沿って、安全対策の改善ができる部分があるかどうかということで、再度、道路課の協力をいただきまして、検討案を作成してまいりまして1月に摂津警察交通課との協議を経て、2月に府警察本部交通規制課と本部協議を行いました結果複数の検討事例を作成の上、再度協議が必要とのことで、再度、摂津警察と協議の結果、近々に府警察本部と協議を行う予定でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、太陽光発電工事の内容につきまして御説明させていただきます。

市営三島住宅の太陽光発電設置につきましての具体的な内容につきましては、地球温暖化対策といたしまして、行政が先導的な役割を果たすため、二酸化炭素の排出量の削減に向け、市営三島住宅棟屋根部分に太陽光発電パネルの設置を行うものであります。

その内容につきましては、供用部分のエレベーターや給水の加圧ポンプの電力容量に相当する15キロワットの発電設備設置工事を行うものでございます。

なお、発電分はすべて自己消費され、売電は行っておりません。

あと、費用対効果につきましてございますが、年間予想発電量は1万5,839キロワットで、電力料金に換算いたしますと1年間で17万6,300円の節約となり、二酸化炭素の削減につきましては約8.8トンが軽減されるという試算をしております。

また、費用対効果につきましては、設置費用を回収するということは困難でございますが、市民に見える形として太陽光発電を設置することは民間に対する波及効果や広告的な要素を考えますと十分、効果があるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 渡辺参事。

○渡辺土木下水道部参事 それでは、原田委員の公園みどり課に関します御質問の御答弁させていただきたいと思っております。

まず、歳入でございます。

権限移譲交付金という形で5万7,000円の歳入ということで公園みどり課のほうで担当してます。

内容といたしましては、都市緑地法に基づきます緑地保全地域・特別緑地保全地区に関する事務という内容で、ちょっとわかりやすく言いますと都市緑地保全地域・特別緑地保全地区での建築行為な

どに対する許可申請承認の指導事務というような内容でございます。

金額の内訳といたしましては、経常経費といたしまして、人件費になるんですが、3万2,000円と、あと初期的経費として事務用品、これが2万5,000円という形の中で5万7,000円の計上をさせていただいています。

この経費につきましては、初期的経費は今年度のみで、次年度からはこの事務的経費というのか、経常経費の部分、人件費の部分だけが毎年交付されてくるというような内容でございます。

続きまして、緑の基本計画改定事業の取り組み状況ということでのお問い合わせでございますが、今の基本計画は平成10年に策定いたしまして目標年次平成32年の目標年次でもって緑の基本計画を策定した中で事業を行っていているという状況であります。この計画の内容の中で、中間年が平成22年度になるんですけれども、その年度に社会情勢であったり、上位計画の変更が生じた場合には改定をしていきなさいという一文がございまして、それに伴いまして、改定をしようとして平成23年度の主要施策の中に上げさせていただいたものです。

そんな中、予算要求の中で、上位計画の総合計画は平成22年度で完成しておるんですが、今、地球温暖化防止基本計画というものが平成23年度を目指して今、策定中という内容の中で、二酸化炭素削減につきましても、非常に緑がかかわることが大きいということで、その計画を見据えた中で改定業務に入ったらということで、一応平成23年度予算の中には計上させていただいておりません。次年度へ送りましょうという内容で今、協議をいたした内容でございます。

続きまして、新幹線公園桜並木延長事

業についての内容というお問い合わせでございます。

今年度、緑化推進事業という形の中で上げさせていただいております。

まずこの事業の目的でございますが、代表質問等で部長のほうからも答弁いただいているんですが、新幹線公園にある既存の桜並木を延長することによりまして、新たな名所づくりと地球温暖化の防止の一助を担うというような目的でもって、今回、この事業の計画をさせていただきました。

事業全体は、3か年計画とさせていただいております。事業の全体像としまして、まずソメイヨシノの植樹延長、これが1.5キロメートル、植樹本数といたしまして、3年間で190本の植樹本数を考えております。3年での総額予算としましては570万円という金額を考えさせていただいております。

平成23年度予算に計上させていただいております単年度の内容でございますが、金額といたしましては190万円、植樹本数といたしましては63本、延長にしまして500メートルの延長への植樹を考えさせていただいております。

樹種につきましては、先ほど申しましたソメイヨシノを植えていきたいと思っております。

続きまして、公園遊具の安全点検と取りかえ遊具についてということで、平成23年度をどう取り組むんだという内容かと思えます。

毎回、公園遊具につきましては、御質問をちょうだいいたしております。我々も平成20年から公園遊具の点検業務委託を発注させていただく中で、平成23年度も点検委託のほうは発注させていただこうと考えております。その辺の内容につきまして御説明をさせていただいて

ます。

公園遊具の安全点検といたしまして、今、公園みどり課では、日々の突発的な破損等について、これにつきましては、公園パトロールによる日常点検で対応をしております。

それとあと、遊具の内面といいますか、パイプの内側であったり、あと可動部分の摩耗度、このあたりがどうしても専門的な知識がいるということで、そのあたりを定期点検で公園遊具点検委託業務での定期検査で今させていただいているという二段構えで子どもの安全・安心の遊具の確認をしているというのが今の現状でございます。

あと、平成23年度での取りかえ事業についてなんですが、平成22年度も点検委託業務をさせていただいております。その中で至急対応が必要なD判定の遊具というのが40基ございました。D判定といいましても老朽化の進行によって撤去が必要な遊具も中にはございます。それについては5基で、あと残り35基、それが修繕等による延命ができる遊具ということで、これは即対応していかなければいけない遊具でございます。

まず、5基の撤去遊具につきましては、現地確認の中で、現在既に撤去のほうはさせていただいております。

あと、それに対して平成23年の取りかえ工事でもって、撤去した部分についての設置を行っていく。というように考えておるところでございます。

続きまして、境川のせせらぎ水路の維持管理について、去年7月に供用開始をさせていただいておりますけれども、その後、水が流れてない現状があったのではないかとこのお問い合わせです。

今現在、せせらぎ水路の管理運営は、朝の7時から夕方の7時半まで水を流さ

せていただいております。深夜については、停止をさせていただいているという現状でございます。

あと、昼間流れてなかった現状といたしますのは、我々管理する中で一回だけございまして、2月に水路の漏水が発見されたものですから、その漏水補修のために一時流れをとめたという内容でございます。

それと、都市公園にあります親水施設の目的が達せてないのではないかとこのお問い合わせでございます。

今、境川のせせらぎ水路以外で、公園みどり課が管理をいたしておりますせせらぎ水路といたしましては、鳥飼の区画整理の中にございます、しば公園、ここもせせらぎがでございます。

それとあと、せんだん公園、ここに壁の上部から水が滝のように落ちる壁泉という水景施設がでございます。

それと、モノレール摂津駅の真正面にございます鶴野第一公園に噴水施設がでございます。

それと、ちょっと北にはなるんですが、市場池のオアシス広場にじゃぶじゃぶ池という4か所が水景施設としてございます。

今、水景施設の水の管理状況なんですけれども、この冬場、稼働しておりますのが、鶴野第一公園、それとじゃぶじゃぶ池には水を、はってございます。

その他、しば公園とせんだん公園、こちらにつきましては、冬場一時、水景の水をとめております。

夏場の涼を求めるという形の中での水景施設、冬場節水の意味もあって、冬場はとめさせていただいているというのが現状でございます。

それともう一つ、私が平成21年に公園みどり課に異動になる前から、どうも

止まっていたようなんですが、平和公園にも水景施設があります。現状は、はっきりいってポンプが老朽化してしまって、流れていない状況という形の中で、一部花壇化にしているようなところもございます。

これについては、はっきりいってすぐに対応していかないかんですけれど、なかなか予算的な部分もあってすぐに対応し切れてない。

あと、し切れてないのにそのままほうっておくかという話もあるかと思いますが、そのあたりはまた今後、それに戻ればいいんですけども、戻せない以上は何かやはり修景的に不快感を与えないような形の施設に変えていくというようなことも考えていかなければならないかなというふうに感じております。

続きまして、淀川河川敷の公園整備ということの今の現状ということでございます。

これも代表質問、一般質問等でいろいろと御答弁をさせていただいておりますが、大体流れ的にはご理解いただいているとは思いますが、今、直近の進捗状況的なものということで、ちょっとピンポイントで、まさに本市が要望をさせていただいているグラウンドゴルフも可能な多目的広場の整備についてというような内容の場所について、今の現状です。

今、国土交通省のほうで、整備の前に地域の声を聞くという形の地域協議会というものを開催していただいています。それが、平成22年3月5日初回としまして、平成22年の12月22日に3回目という形で地域協議会を開いていただき、ついこの間、平成23年2月11日にまさに烏飼上、中、下地区の地域の方々、もっと幅広く声を聞こうということで地区会議を2月11日に開いていただいて

ます。

そこへ参加していただいた方々は、子ども会であったり、地元自治会長であったり、青少年指導員、あとグラウンドゴルフ利用者の方、あと、ふるさと摂津案内の方と我々地方公共団体の人間という形の中で、そこで意見集約、いろいろな立場の中で、意見を出していただいて、その辺を集約した形の中で、よりよい公園を整備していくための意見集約をされております。

今、国土交通省のほうから聞いておりますのは、その意見を持って、この夏ごろにほぼ最後ぐらいになるだろうというふうに聞いてますが、最終の地域協議会を開催する中で、整備に向けての一定方針を出した中で実施設計に移っていく、その後、実施設計が上がり、工事発注という形の中で、我々としましては、一応、要望としましては、平成23年度中の発注ということでは強く要望させてもらってます。そんな状況の中で、改めてその辺がうまく進んでいくと早い着手という形をとっていただけるのではないかという現状でございます。

○山本靖一委員長 土井課長。

○土井まちづくり支援課長 それでは権限移譲交付金のうち、まちづくり支援課に係る部分についてお答えさせていただきます。

まちづくり支援課では、6件について権限移譲を設ける予定をしております。初期的経費としまして8万7,000円、人件費としまして19万3,000円、合計28万円を計上させていただいております。

移譲の内容としましては、住宅街区整備事業にかかわるものとしまして、個人及び組合施行に関します事業の認可、事業により取得した住宅の一部譲渡の届け

出の受理、それと事業準備のための土地試掘等の許可、この4件と防災街区整備事業及び市街地再開発事業に伴います事業準備のための立ち入り、試掘等の許可の2件で合計6件でございます。

○山本靖一委員長 大田次長。

○大田都市整備部次長 権限移譲の建築指導課にかかるものについて説明させていただきます。

これについては、優良宅地認定事務でございます。

優良宅地は租税特別措置法に基づいて、1,000平米以上が知事認定、1,000平米以下は市町村認定ということで、既に1,000平米以下については、事務を行っております。平成23年度からは、知事が認定を行う1,000平米以上の事務の権限移譲を受けるものでございます。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本交通対策課長 それでは、原田委員の御質問にお答えいたします。

歳入補正の自動車駐車場使用料246万円の減額補正と、自転車駐車場使用料の720万1,000円減額につきましては、平成22年当初予算要求時に平成21年度途中での実績を踏まえて推測したものでございまして、自動車駐車場につきましては、駅周辺の安価な一時利用の駐車場の利用や、車離れによる減少が起こっておるものと考えております。

自転車駐車場につきましては、千里丘西自転車駐車場、自転車整備センター運営による平成20年度途上に開設されたものや、阪急摂津市駅開設によります民間の自転車駐車場、摂津駅東自転車駐車場であるとか、西自転車駐車場の開設に伴う分散の見込みがし得なかった。増収ばかりを考えておりましたので、自転車の分散による減を見込んでなかったこと

により720万円の減額になってございますけれども、平成21年度決算からは約200万円の増収を計上いたしております。

平成23年度歳入の自動車駐車場の使用料は3,265万5,000円、自転車駐車場使用料が8,943万2,000円、合計1億2,280万7,000円であるが、歳出は1億3,319万7,000円。1,100万円ほどのマイナスということでございます。今回、自転車駐車場の条例改正によりまして、モノレール駅前の自転車駐車場開場時間を当初の6時30分から夜22時30分までを朝1時間、夜2時間、朝5時30分から24時30分まで延長することによりまして、人件費が増になったものでございまして、そのことによってサービスが図られる、そのことによって増益が図られることを期待しているものでございます。

府補助金の防犯カメラ設置補助金1,380万円の内容でございまして、平成21年に府民の安全で安心な暮らしの実現に向け、全国ワースト1である街頭犯罪認知件数を減少させるために大阪府街頭犯罪多発地域防犯カメラ設置補助金交付要綱が施行されまして、本市といたしましても平成21年度に、この補助金の交付を受けまして、13台360万円で防犯カメラを設置しておりました。今回、防犯カメラ設置地域において犯罪の防止効果が顕著にあらわれているということで、平成23年度におきましても防犯カメラの設置補助金が交付されることになりました。

ただ、街頭犯罪が多い、上位104駅周辺には摂津市が該当しておりませんでした。その中でその他の場所で犯罪の起きている場所はということで、自転車駐

車場等が多くございましたので、私どもの自転車、自動車駐車場に防犯カメラ設置を要求したものでございます。限度30万円を想定いたしまして、46台で1,380万円計上させていただいております。

権限移譲によります交通対策課に係るものでございますけれども、路外駐車場の設置や変更の届けの受理の事務でございまして、駐車場法並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー新法により、届け出が必要になるもので、一般の公共の用に供される、だれでも利用できる駐車場であったり、自動車の駐車マスのスペースが500平米以上であったりするものを対象としまして、届け出の受理事務をするものでございます。

公共施設巡回バスでございましてけれども、管理委託料といたしまして1,275万8,000円計上させていただいております。

本市が事業主体となって運行しております公共施設巡回バスは、道路運送法上の路線認可を受けたバスではなくて、阪急バスへの委託運行という形で貸し切り自動車による無料運行をさせていただいております。公共施設へのアクセス強化や利用促進を目的とするいわば送迎バスの性格を持った、路線バスを補完するバスであるということで運行いたしておりますけれども、運行開始当初より、有料バス、近鉄バスに委託しております循環バスに1,000万円の補助を出しておりますけれども、それや路線バスと無料バスが運行している形態の異なりにつきまして、不公平感があるといったことは当初から十分承知いたしております。

今、公共施設巡回バスのルートは摂津市役所とふれあいの里を起終点として、

モノレール南摂津駅前を経由した形で運行しておりますけれども、これは現在路線バスとして運行いたしております阪急バスのJR千里丘駅から、ふれあいの里行きだとか、柱本団地行きの2路線、またはJR吹田駅からモノレール南摂津経由でふれあいの里行きと運行しておりますけれども、これとは巡回バスルートと阪急バスの路線バスが市役所とモノレール南摂津駅前、ふれあいの里といった主要地点におきまして、競合状態にあることでもございます。

ただ、阪急バスのほうでは、巡回バスについて、今のルートで有料運行も可能だということでございますけれども、設置当初から路線バスの形にしますとバス停が設けられない場所も何箇所かございましたし、無料運行施設巡回限定ということで、路線バス、阪急バスから近接容認、競合容認されたんですけれども、フリー乗車になれば社内の説明がまた必要になってくるという御意見もお伺いしておりますので、バス事業者や関係機関とも協議をしまして、引き続き検討を進めさせていただきたいと思っております。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午前11時52分 休憩)

(午後0時58分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

答弁を求めます。

堀参事。

○堀土木下水道部参事 それでは、道路占用料の件について御答弁申し上げます。

平成22年度、平成23年度と道路占用料は9,800万円で同額ではないかということでございます。

道路占用料につきましては、この3年間見ていきますと、平成20年度が9,680万円、平成21年度9,750円、平成22年度は9,800円と予算を計

上しております。

その中で平成21年度だけが収入割れと、当初の歳入を下回った経過がございます。これは答弁で申し上げてますように、一時的な占用が1年ごとぐらいに発生している状況でございます。

それで、来年度の予算につきましては、定期継続されている修繕料が9,750万円、新規の占用料35万円、あと今申し上げた一時占用、特に大きい開発事業等は認められませんので、15万円という形で9,800万円の予算を計上しております。

続きまして、地籍調査につきましては、私どもは来年度予算要望400万円を事業を要望しております。このうち300万円が国費、府費対象の要望額になっております。300万円の内の2分の1これが国費で150万円、残りの150万円の2分の1、全体では4分の1の75万円これが府費でございます。

これでいきますとあと、先ほどの400万円と300万円の差額100万円分と75万円が今の予算の段階での市の持ち出し分ということになってまいります。

それにつきましては、進め方なんですけど、来年度調査しているのは河川、府道や市道、法定外公共物の道路や水路等、公共施設の周りの境界の確認を作業していくという形で、来年度は北別府地区をやっていきたいと考えているところでございます。

その次で、補正のほうになるわけなんですけど1,100万円、社会資本整備総合交付金についてでございます。

年末に政府が行いました経済対策の関係で追加事業として補助金を受け、私どもが舗装にかかる事業として2,500万円を計上しております。そのうち補助対象が2,000万円になっております。

交付金はその55%、2,000万円の55%で1,100万円ということになっております。

また、その中で2,005万円減額しているのは何だということでございますが、その内容につきましては、当初予算に含んでおります道路補修事業、駅前1号線外1路線の雨水排水対策事業、市内側溝整備事業、転落防止柵設置事業、雑工事の事業などがございます。

このうち入札によりまして、確定した額、その残額を不用額として2,005万円減額させていただいたわけでございます。

その次のほう、道路の質問ということで、千里丘三島線の進捗状況ということでございます。これにつきましては、私どものほうで平成21年度から用地買収移転物件の支障対象になるものに対して用地交渉を努めてまいりましたが、現在まで対象物件9件のうち7件まで完了しております。

あと2件を現在も交渉を続けておりまして、来年度平成23年度には解消に努めていきたいと思っております。

今、1件難航している状況がございしますが、これもなるべく解消に努めて工事に着手してまいりたいと思っております。

長寿命化700万円等でございます。

昨年度、決算審査の委員会の中で橋の橋梁保守点検があって、10メートル以上の橋梁につきまして36橋の点検があったということです。その点検の結果はほぼ健全であったという報告をさせていただきました。しかしながら日常点検で、目地が悪いとか、すき間があいている、舗装の表面が悪くなっている、それとか塗装が悪いという橋が30橋ございました。なるべく早く補修をしたらどうかという報告もいただいております。

そういう橋の本体等は影響ないという補修なんです、それにつきまして補修の予算を平成23年に計上しているところでございます。

あと、正雀駅前の進捗状況でございます。本会議の答弁のとおり、私どものほうで道路区域の変更を2月1日付で行っております。

これにつきましては、なかなか交渉が進んでいかない状況が続いております、予算的にはなかなか確保は難しいような状況になってきております。

その中で道路区域の変更を行いましたことによって、今後、人が通れる道路区域等、改良していく区域を明確にしたと、というのが一つの目的でございます。

もう一つは、ほうっておいたら好きなように建物が建てられるということもございまして、道路区域の中の建物を建てる、新築、改築をされるときには許可が必要という制限もございまして、その制限をかけたということでございます。

今の進捗状況なんです、交渉を進めているところでございます。

交渉は続けておりますが、移転の補償額や買い取りの価格など、またどこへ移設するか、駅前だったら、駅前に近いところに移設したいという希望もございまして、なかなか進んでないのが現実でございます。

千里丘31号線、鶴野54号線の内容でございます。

千里丘31号線につきましては、大阪高槻京都線と市道31号線、千里丘小学校前の交差点、尼信横の建物、そこに不法占拠建築物があり、それについて、平成18年度ごろから交差点付近の安全対策の要望というのが、地元の自治会から要望されてまいりました。

それで、私どもで交渉に努めてきたわ

けですが、このたび交渉がまとまり、3月7日、建物を撤去させていただきました。それにつきまして、今度、撤去後整備を行いまして、人が歩けるような安全対策として改良をしていきたいという形で考えております。

鶴野54号線の道路改良事業ですが、これはこの向かいの道路になるんですが、堤防敷を利用した道路です。今これは長年、平成10年度ぐらいから地元から交通量が多くて、人が歩くのに危険な道路であるということで改善要望が出ております。

この工事につきましては、今まで皆さん地元の方も堤防の一部を占拠されている、占有されているかというような場所がございまして、占有の解除、建物を建てかえるときとか、新築されるときには撤去する約束もいただいております。

今度、対象の場所につきましては、建物を改築されるということもございまして、あわせて建てる前に影響がないように工事を行うという形で予算を計上しております。

この道路につきましては、歩道整備も考えて6メートルの道路と、2.5メートルの歩道、それを考えております。

あと、裁判の進捗状況でございますが、昨年度、去年12月に協議会で報告させていただきました。その後なんです、1月27日、証人尋問を大阪地裁で行っております。本市からは1名、相手方が4名という形、5人の証人尋問を行いました。

内容というものは、開発された土地の入り口にあたる道路の進入路、その道路について寄附の意思があるのかという確認とか。今後、開発道路の区域内、道路の相手方どういう意思を持っているのか、寄附をされる意思を持っているのか、そ

うというような質問が出ております。

あとは、下水の整備状況、皆さんが困っているという状況のほうをうちの部長からも十分証言していただいたということです。

この証人尋問が終わりまして、3月29日に判決が出て、裁判が決定するという状況です。裁判の判決について今のところわかりませんが、適切に対応を進めていきたいと思っております。

その次が鳥飼西38号線の街路樹の件です。今度の工事と一緒に合わせてやったらどうだと、一番効率的だという質問でございます。

私どものほうもこの工事を受けるとき、舗装だけではなく側溝の改修、歩道の改修に街路樹の植樹帯、側溝の改良、そういう形も補助対象にできないかと思って大阪府と交渉した経過がございます。だけど今回の補助につきましては緊急補助対策という形でありまして、ふだん舗装までに補助対象を広げられない、そういう中で最低限できるのは舗装だけだという大阪府からの回答がございました。

それで、なかなかできませんので、植樹帯の改良ということにつきましては、今後もちよっと計画を考えていきたいと、検討していきたいと思っております。

ただ、今度の植樹の問題でございますが、やっぱり土も悪いんだろうと、古くなった土かもわかりません、中まで入っていないかもわかりません。そこは今度の剪定業務の中でも考えておりまして、その周りの土を入れかえてみたりという形の方針をとっていきたいと思っております。

あと、バリアフリーといいますか、歩道の段差解消ということでございます。歩道段差切り下げにつきまして、私ども今現在、新在家鳥飼上線中心に現行続け

ておりまして、市内の歩道段差切り下げ箇所73%が終わっているところでございます。

来年度も一応、新在家鳥飼上線の改良は続けたいかと思っております。ただ、改良をしていくのは、交差点とか、人が歩道に上がるための道ということでございます。

委員が御指摘の歩道の段差切り下げとおっしゃるのは一般の出入り口とか、もしくは歩道全体でこぼこの事もあるのではないかと思うんですが、歩道の段差切り下げはなかなか難しく、高さの問題、取り付けの問題は難しいと思っております。

しかしながら、歩道の段差や、でこぼこ、それにつきましては、補修工事をしていくときには、十分配慮して解消に努めてまいりたいと思っております。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 下水道管理課に係ります質問に関しましてお答えさせていただきます。

まず、安威川ダムの負担金でございますが、総額にいたしまして17億8,800万円の費用が算出されておまして、本市が受け持つ金額といたしましては協定書では1億7,862万1,200円の負担になっておまして、負担率にしましたら9.99%の額になっております。事業費を精査しました結果、3月末までには、協定書の内容を変更する予定にいたしております。

内容でございますが、負担金の総額につきましては17億8,800万円を12億3,300万円に改めまして、これに伴いまして摂津市の負担金の額につきましても1億7,862万1,200円を、1億2,317万7,000円に変更する予定でございます。

年度別に説明させていただきますと、平成23年度999万円を499万5,000円に、平成24年度1,398万6,000円を499万5,000円に、平成25年度1,398万6,000円を499万5,000円に、平成26年度1,698万3,000円を499万5,000円に、平成27年度1,698万3,000円を499万5,000円に、平成28年度1,658万3,200円を809万2,000円に変更する予定でございます。

続きまして、利水の撤退に伴いまして、負担率の変更をいたしております。

内容でございますが、大阪府の0.3490を0.4448にしております。大阪府の水道部の0.3020を0.2062にそれぞれ改めております。

なお、摂津市の負担率に関しましては、変更はございません。

続きまして、ダム建設についてでございますが、平成22年9月28日に国よりダム事業主体に検証の検討の要請がございまして、国のダム検証基準に基づき大阪府の今後の治水対策の進み方に沿って、ダムの事業費の点検、複数の対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案の評価軸ごとに比較、総合的に評価等をまとめた検証報告書をつくることになっております。

それから府民の方からの意見徴収を行いまして流域市からなる検討の場が開催されております。流域5市の首長等さんに出席していただきまして、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め、検討を行っております。

この会議で大阪府がまとめましたダム継続を求める国への報告書素案を了承され、今後大阪府は有識者によりまして、府河川整備委員会の意見を踏まえて今後

最終判断されると伺っております。

以上、ダム関係でございまして、次にしゅんせつ賃金180万円につきましてでございますが、これは地元水利組合におきまして、年1、2回農業水路のしゅんせつ活動をしていただきまして、1人あたり3,000円を支給していただくために総人数600人、180万円を計上させていただいておりますが、決算審査の委員会におきまして、御指摘等も受けております。

今回、地元水利団体と水路の維持管理等につきまして、協定書等を締結し、支払うことができないか、今後、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 農業水路費の土地改良事業団体連合会への負担金について御答弁申し上げます。

決算審査の委員会でも委員のほうから御意見をいただいているところなんですけれども、本市におきましては、単独で土地改良事業というのは行っておらず、すべて神安土地改良区を通じて事業のほうが行われているということから事業団への負担金はどうなのかということでございますけれども、連合会に所属することで、さまざまなメリットがございます。

具体的には、水路等の設計維持管理に関して、技術的な支援を受けることができます。また年3回行われている技術研修にも参加することができます。そのほかにも土地改良法等、苦情等に関して特に知識のある顧問弁護士とも相談できます。さらには施設保険について、府下の市町村も多く加入していることで市価より2割から3割程度安い保険料となっているとも言われております。

このようなメリットがあるということ

から、市独自で土地改良事業というのは行っておりませんが、こういったメリットを考えると、連合会に所属する意義はあると考えております。

また府下の42市町村すべて今現在加入されておられる状況でございます。

○山本靖一委員長 宮川部長。

○宮川土木下水道部長 クリーンセンター問題について、御答弁申し上げたいと思います。

この問題は、非常に難しい問題でございます。吹田操車場跡地の開発に絡みますまちづくりを大きく影響しております。

そのような中で、どのような交渉計画かということですが、私どもとしましては、正雀処理場が平成25年3月春に機能停止をするという形の中で、クリーンセンターの最終処理は正雀処理場でお願いしております。この内容につきまして、吹田市のほうで処理していただけないか、今まで摂津市に吹田市の正雀処理場という施設があった、そこで処理していた機能が、それが停止するということがあったとしても、過去の覚書、協定書等で交わしている内容に基づいて、処理をお願いできないかということをお願いしております。

また一方、正雀処理場を建設した当時、大阪府の企業局ですけれども、建設したという状況の立場の責任のもとで大阪府のほうでも処理をお願いできないかということで、安威川流域下水道の茨木市域でございます中央水みらいセンター、こちらのほうへ投入させていただきたいということも申し入れております。

これ、双方ともに吹田市域であったり、あるいは茨木市域ということの流れの中で地元問題が浮上してまいります。そういう状況の中では非常に難しいというこ

とで、今のところ了解をいただけていない状況でございます。

ですけれども、私どもとしましてはこの内容につきまして、ほうっておくわけにはいきませんので、今のところ吹田市へ、あるいは大阪府へ、その処理をお願いできないか。

この協議する経過の中では、本市の市長と吹田市の市長、それと副市長同士とかいうような形の中でも協議を進めていただいているという状況でございます。ですが、今のところ明確な回答が出てきていないというのが現実でございます。

私どもとしまして、平成25年に機能停止ということになりますと、この内容は非常に市民生活にも大きく影響を与える内容だと思います。ですから、私どもとしましては、その市民生活に影響を及ぼさないような措置を講じていかなければならないという状況ことを今考えている次第でございます。

ですが、今のところ、今後も私どものといいますか、本市の意向を酌みとっていただくよう強く協議を求めて、了解をいただける努力をしてみたいとこのように考えているところでございます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 順を追って再質問いたします。

道路占用料については、しっかりとデータを確認されてしっかりと徴収をしていただくようお願いしたいと思います。

市営住宅の使用料について、滞納の部分についても十分取り組んでいこうという姿勢が見えましたし、自動振替についても、市民の利便性、利用者の利便性を向上するためにぜひ検討をしていただいて、実施できるように取り組んでいただきたいと思います。

山本課長から御答弁いただきました自

動車駐車場の使用料の問題で、いろいろ事情があったということで2割程度の補正で減額をされたわけではありますが、駐車料金のあり方の問題、あるいは機械化の問題、早急に取り組んでいただいて、支出、出る部分をおさえない限りは、今の経済状況を踏まえて収入はそんなに伸びないということであれば、決算でも過去の推移を言いましたけれども、そんなに見込めないんやったら、支出のほうでやっぱり努力せなあかん。

そのことをぜひ検討を加えて早急に見出せるようにしていただきたいと思えます。

都市再生地籍調査で、従来、事業費では1,000万円あったわけです。今300万円ということで3分の1以下に落ちてしまったわけです。その中で従来は4分の1を市が持てば、その4倍、1,000万円やったら250万円で1,000万円の事業ができた。

今度は、300万円の補助対象費用、摂津市から100万円持ち出さなあかんと、こういうのやったらやめたらいいですよ。

市が持ち出さないかんと、こういうことやったら検討し直す必要があると思うんです。今期、175万円の市の支出ということでありましてけれども、400万円の事業に対して大方2分の1程度、市がもたないといけないなら、考え直さないかんと違いますか、見解を賜りたいと思えます。

住宅費の補助金は、理解をいたしました。我々も随分と主張してまいった経過がありますので、ぜひ、ひとつしていただきたいと思えます。

防犯カメラの問題は、先ほども言いましたように、この間の本会議で生活環境部長が御答弁されてました。警察とそし

て市の防犯対策部署とそして交通対策部署ということで、やはり交通安全のためならば交通対策部署で、そしてひったくりとか、あるいは犯罪防止のための事業費であればやはり、防犯対策の関係の部署の意見を最大限生かしていただきたい。件数が少ないからでしょうけど、摂津市の駅前が対象になっていません。そして鳥飼地域にも以前申し上げましたように、ひったくりで転倒されて人が亡くなっているというようなところもありますので、そういったところや、あるいは商店街等にも設置をしていただけるような取り組みをしていただきたい。

この全部とは言いません。46台ただけるんですから、46台の半分ぐらいは、そういった形で使うというようなことも検討してはどうかと、いうふうに提言するんですけれども、お考えがあれば聞かせていただきたいと思えます。

権限移譲に関する交付金は、理解をいたしました。

補正予算の関係であります。2,005万円減額されて2,500万円の道路工事をされていると、差額が約500万円あります。歳入の分で1,100万円入ってくると、理解に苦しむんです。その辺、再度御説明下さい。これは歳入の方ですけど、都市計画課の新在家鳥飼上線の拡幅事業、5年もかかって、やらないかんような距離かというふうに思うわけです。

平成23年から5年間かけてわずか150メートルの工事をやると、用地買収を含めて、余りにも時間がかかり過ぎたというふうに思えます。

これやったら3年でやらなあかんと思うんですよ。今年に実施設計まで入れるんだということであれば、あと用地買収と工事にかかるということで、3年、2

年間は短縮しないと、5年なければ道が完成しないというようなことではいかんと思うので担当の決意を聞かせてください。

5年かかるということだったら5年でよろしいけど、3年でやらないかんと思います。

先ほど、ちょっと御答弁が不十分だったように思うんですけれども、市街化調整区域の編入です。そういった事業については都市計画課のほうでやられると、あと工事関係については土木下水道部ということなのか。この2, 450万円の費用も含めて入っているのかどうか、取りかえてまたやりますけども、今の段階で都市計画決定のほうの関係の費用としては、ほとんどないというふうに思うんですけれども、その辺をもう一度、御答弁いただきたいと思います。

十三高槻線の問題でございますが、これは個人の意見かもわかりませんが、これも正雀川を渡りまして、吹田市側に入ります、そして豊中岸部線と交差をするというところで、そして十三高槻線は西へ進んでいくということでもあります。

吹田市のほうの要望かあるいは地元の要望か知りませんが、豊中岸部線の道路整備をやらない限りは、通ってはならないというようなことで、言われているということでもあります。

そうすると、摂津市が完成をして吹田市域も完成してまいってよいよ道路、車両がどちらのほうに進むということになれば北伸をして、阪急電車を渡って、そして吹田側に抜けていくということに通常なろうかと思えます。西へ進むということについてはかなりの時間要するというふうに思いますので、そういったことも当然ありかなと思うんですけれども、やはり摂津市のほうは、早く完成してい

るけれども、吹田市のほうはまだ未完成ということで、交通渋滞の解消がまだまだ先になるということであれば、何らかの方策を出さなければならないと思うんですけれども、摂津市の関係者の意見としてはどういうお考えをお持ちなのかお尋ねをいたしたいと思えます。

JR西口のエレベーターの設置事業がありますが、基本設計で2案を示してきて、あと1案に絞るということでもあります。これについては、いろんな人の意見もあろうかと思えますし、工事費の関係もある、そして工事期間の関係もあるということでもあります。どういった段階で決定がなされて、実施設計に入られるのかももう一度、お尋ねをいたしたいと思えます。

交通対策課のほうの公共施設巡回バスの運行の業務委託ではありますが、これについては、先ほど申し上げたような形で取り組んでいただけないかどうか、再度決意をいただきたいと思えます。

やはり公平性の問題で、地域の人たちの中でも、不満を持たれるわけです。走らせていいことをやっているにもかかわらず、公平性、不公平性からやめてしまうと、あんなもの無駄やというような意見が出てきて、市が頑張る努力をしているのに、やはり無駄になってしまうような状況がありますので、こういった関係からやはり有料化、一部有料化だということで行うことは、そういった人たちの意見も理解をいただけるというふうになるんですけれど。

また、千里丘の北部地域の方も、あるいは摂津市の南側の西南地域の方でも市民の足の確保のために御意見が出ているということです。

もう一度、そういったことを踏まえて今、検討中だということでもありますけれ

ども、そういった状況へ向って取り組めるかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

市営住宅の空き家状況について、4軒あいておるということでございますので、早急に入居をしていただけるような手続を平成23年度、早期にとっていただきたいと思います。

なお、空き家のリフォームは随時やっていかなければならないと思うんです。ほったらかしと言ったら悪いですけど、空いたら空いたままでしばらく置いておかれるということに対して、やはり安全性の問題だとか、地域からいろんな声が出ております。したがって、出られたすぐ改修工事をやり、リフォーム工事をやって、次に入っていただくんだとう姿勢を市が見せない限り、市はほったらかしやというようなことになりますので、その辺を取り組んでいただきたいと要望しておきます。

市営三島住宅の建設に伴います周辺道路の整備で安全対策、複数の案をもって府警のほうへ行くということでもありますけれども、早くまとめていただいて、市民の方が、請願者が安心していただけるように、早期に結論を見出していきたいと思います。

安威川ダムの問題について、御質問申し上げます。

負担金がかかり減っていくということでありまして、私、先般なにげなしに新聞を見ますと、こういうチラシが折り込まれてました。この「安威川ダムニュース」なんです。これは全新聞に、よそは知りませんが、摂津市内の全新聞に折り込まれたようでございます。

折り込みをやらない日経まで入ったということでもあります。この中には、既につけかえ道路が完成をして、後、本体

工事だけだという内容であります。そんな状況の中にあって、まだ本体工事が着工されないということについては、市民の方が一体何だというふうに言われるわけです。私たちの貴重な税の中から負担金を払っているんですよと、受益面積に基づいて払っているんですよという説明をするんですけども、そんなんやったらやめたらよろしいねんと、こういうような御意見も聞いたことがあります。

その中で、私、議員ですけども、新聞折り込みを見なかった場合、こういう資料は一切手に入らない。これは建設常任委員の皆さん方もそうでしょう。だれも持ってないわけです。市が負担金を出しているにもかかわらずそういった状況のニュース、工事の竣工に伴っていろんなイベントやられているわけです。私たちは一切知らない。通ったこともないですけど、そういうような状況であります。

これこそまさに税金の無駄遣いをされていると思います。これは私たちが負担を出しているその一部の費用からこれをつくっていると思うんです。こんなことをされとって、市はやはり意見の一つも申し上げないかんと思います。

そういうことを感じまして、とりあえず周辺が全部の整備ができて終わったような感じであります。そういう中で本体工事はまだ着工されないということについては問題だというふうに思うので、市としては本会議での市長の答弁で、積極的に要望をしていくということでもありますけれども、さらに強くやらなければ、本体工事はできないような状況になる可能性もあるので、その辺を担当として、今、言葉いただきましたけど、再度、副市長からの決意もいただきたいというふうに思います。

クリーンセンターの問題は、後2年で

ございますので、この間に精力的に話し合いを強めていただいて、市の一定の方向性が出るように取り組んでいただきたいと思います。

以上で、2回目の質疑を終わります。

○山本靖一委員長 新留課長。

○新留都市計画課長 新在家鳥飼上線の歩道の拡幅整備事業でございますが、平成23年から、5年もかかるのかということで、2年間ぐらいは短縮できるのではないかとございまして、我々も一応、5年という計画は、平成23年度に測量と道路の実施設計を行いまして、まず用地買収がございまして、用地買収には相手があることですので、二、三年かかるという見込みをしておりますが、できるだけ用地買収におきましても努力いたしまして、用地買収は当然早く買収できれば1年でも2年でも先に工事にかかれるということですので、その辺はまた努力してまいりたいと考えております。

それから、市街化調整区域への公共下水道の件です。

これについては、公共下水道の拡大をするには、都市計画変更の手續が必要になってきます。

それに伴います都市計画変更の、図書は下水道整備課において、委託されて作成されます。我々都市計画課のほうは、公共下水道の拡大の都市計画変更が必要になってきますので、都市計画課の役割としましては、今度、都市計画審議会に諮る手續をしてまいりたいと考えております。

それから、十三高槻線が今現在正雀工区で行われております。吹田側で現在、途中まで工事されてますけれども、豊中岸部線の工事をやらないと抜け道ができないんじゃないかということであったと思うんですが、これにつきましても大阪府

のほうからお聞きしてますのは、今後、当然そういう事態は認識されておりますので、地元警察等や、地元関係者と協議をしながらどういう対応で規制するのか、例えば、交通処理の方法を検討する等ということで大阪府のほうより伺っております。

それから、西口のエレベーターにつきましてですが、先ほど2案に絞り込んでいるというふうに申し上げましたが、我々もこの2案の中で早期にこのエレベーターが設置できますようにJRとも協議を行い、課題の整理をしまして、早い段階で設置箇所を1案に絞りまして、平成23年度実施設計に着手してまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本交通対策課長 原田委員の2回目の御質問にお答えいたします。防犯カメラの設置についてです。駐車場以外にも回せないかというお問い合わせでございますが、街頭犯罪認知件数を減らすためのものでもございまして、先ほども申し上げましたように、104の駅には摂津市は該当してなかった、その中で駐車場での街頭犯罪が多い、そういうことで、警察のほうからもそういう場所につけられないかということがございまして、施設を管理いたしております交通対策課のほうで自転車駐車場に設置を予定しておりますので、それ以外の場所に交通対策でというのはちょっと難しいと考えてございます。

巡回バスの状況でございますけれども、懇談会の中でも無料で乗られている方、大変喜んでいらっしゃる方もございまして、有料になっても乗りたいと言ってくれる方もございます。先ほども申し上げましたように、既存の路線バス等の競合という問題もございまして、バス事業者とも、民間のノウハウもお聞きした中で、検討

を進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 補正予算の件でございます。

まず、2,005万円の減額の件について、御説明申し上げます。

これにつきましては、駅前1号線外1路線雨水排水補修事業、これは入札でございます、差金が出ております。それが1,975万円。あと市内側溝改修事業につきましては、これも同じく入札で行い30万円。その合計2,005万円の執行不用額が出てまいりますので、それを減額したものでございます。

あと2,500万円の鳥飼西維持工事の総額でございます。これにつきましては、事業予算として2,500万円、そのうち2,000万円が補助対象額でございます。

その補助対象額の割合が55%ということで1,100万円ということになっております。

マイナス2,005万円というのは、執行差金の減額になっておりまして2,500万円はこれは新たに今回の補助対象額の追加でございます。

あと都市再生地籍調査ですが、委員がおっしゃるように、最高1,000万円の補助金があったのが、いつの間にか300万円になってしまったと、そういうことは機会があるごとに言っているわけです。平成17年当時の700万円ぐらいあったら進捗も大分できるんじゃないかというようなこともありまして、機会があるごとに大阪府に申しております。

しかしながら、大阪府のほうにつきましても平成20年度では前年度30%近くの補助金が減額されておりますので、

補助に出すお金がないというふうな状況です。ただ地籍調査の役割といたしましては官民確認、これの以前というのは道路区域決定事務、それに比べますと今回のほうは区域を決定して、区域の中でやっていく方法でありますので、その土地の区域が多ければ、道路の延長が大きければ、それほど延長の確認ができていくという実績もございますので、事業として続けていきたいと思っております。

ただ、補助金をもらえるものなら少しでもたくさんもらっていきたくて考えて事業を続けていきたいと思っております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 安威川ダムとそれからクリーンセンターの問題は、また他の委員の方の副市長への質問があるかもしれませんが、後の委員にお任せし、保留します。

防犯カメラの分でございますが、申しわけないけれども、生活環境部長は本会議で答弁されてます。そういう中で、警察とか、あるいは関係者の意見を十分聞いた上で設置をしていきたいというような御答弁もありましたので、それを参考というよりもそのことが一番大事だというふうに私は感じておったんです。

したがって、自転車置き場だけにつけるということではなくして、やはり地域全体を見渡した中で、防犯対策を講じる必要があるんだろうということを先ほど申し上げたように、46台のうちの半分でもいいからそういう方向につけていくべきだというふうに思いますので、これは意見を述べておきたいと思っております。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 ちょっと絞って質問させていただきたいと思っております。

ダムの問題は先ほど原田委員から議論があったんですけれども、この問題は、摂津市としても相当過去から取り組んできた問題ですし、私も昭和47年に市会議員に立候補したときに、その政治の先輩であるもと府議会議員の橋本和夫さんから、「木村君、治山治水は政治の要諦や、そういう点からしたら摂津市の河川はほとんど危険河川や、とりわけ君の住んでいる正雀地域は正雀川、安威川、そしてまた山田川、その辺に囲まれて、どっかが決壊したら、この辺は湖になってしまうで」というようなことも言われて、その問題について、真剣に取り組んでいけよということの教訓を受けました。

そんな中で、鳥飼野々で111戸の浸水事件が発生をいたしました。このとき私は議長として、当時の森川市長と一緒に今、市長をされている森山府議会議員を通じて大阪府に対して番田水門の設置の要請に上がりました。

そのときに、担当部長がおっしゃったのは、幾ら逆流防止用のゲートをつけても上からどンドン水がきますよと、それを食い止めるためにはやっぱり上流のダムで一たん水を抱き、徐々に放流をするということにせんと根本的な解決にはなりませんよということ言われて、摂津市議会として決議を上げてもらえますかということ交換条件ではないんですけども言われました。そのときに私は、即座にそういう過去の橋本さんの話、そしてまたうちの自治会長もそのことは全く同じ意見を持っておられましたし、私は即座にその場でダム建設の促進決議をしますということ約束をして番田水門が設置されることは決定したわけです。

そういう点ではダムの工事をしている、一向にはかどっていないという現状で茨木土木事務所のほうでもいろいろと私た

ちにも相談されて、何とか前に進めたい。そういう中で、摂津市議会が茨木市でも決議が挙がっていない中で、挙げてもらったことはダムの建設に大変な弾みがついたから、一回現場を見てくださいということで、安威川ダムの現場事務所へ呼ばれてまして、現地をずっと車で案内をしてもらいました。ここにダムが設置をされたら摂津市に流入する水量がコントロールできるということで、安心しました。

今さっきニュースを見せてもらいましたけれども、まだ安威川ダムは本体工事に着工されておられません。橋下知事は決断をされる方ですから、いつ何時また本体工事に入っていないからやめるんだというふうになるかもわかりません。今のところやはり安威川ダムでやることは一番経理的に安いから安威川ダムをやるんだということをおられますけれども、いつ方向転換されるかもわからない危険性があります。

そういう点では、今後摂津市として、大阪府に対して地元議員もいらっしゃることですから、やはり安威川ダムの工事については肅々と進めているということの行動をこれからも引き続いてとっていくべきだと思います。

その辺では、市長もああいう答弁をされておりますし、その点では担当課として、工事の早期実現に向けてのお考えを持っておられたら、お聞かせ願いたいと思います。

それから、もう1つは平和公園のせせらぎ水路の問題、これは、過去にも取り上げたと思うんですけれども、摂津市は平和都市宣言をしています。憲法を守り人間を尊重をする平和都市宣言。その平和都市宣言のシンボルであるあの平和公園、カリオンがあってせせらぎ水路がある。そしてまた広島市長からいただいた石

もちろんとあったという中で、これから桜のシーズンになりますと、あそこで多くの市民が憩う。

そういう中で、せせらぎは流れてないということで、子どもたちが水に親しむチャンスも失ってしまっている。こういうことでは、私は平和都市宣言をしている摂津市として大変お粗末なことではないかなというふうに感じております。

そういう点では、やはり一日も早くせせらぎ水路を復活して、そしてまた平和の石をもっとしっかり市民の目に触れるところへ持って行って、そこで平和の集会を開いてイベントをする。そしてカリオンを鳴らす。

そんなことをやられてはじめて、摂津市は平和都市宣言をしているということの市民に対する説得力が私はあると思うんですけども、宣言をしながらそのシンボルがお粗末な状態にあるということは私は許せないことだと思いますし、そういう点では、今まで放置と言いませんけれども、全く手をつけずにやってこられたことに対して、担当課としてなぜそうなったのか、今後どのようにされていくのか、その辺のお考え方を聞きたいと思います。

新在家鳥飼上線については先ほど議論されましたけれども、5年かかってやっていくということですけども、本会議で質問しましたので、重複を避けて質問します。ダイキン工業が研究所をこちらへ持ってこられる。300億とも400億ともいうお金をかけて、そこに1,600人の従業員が来られます。そしたら、従来の従業員とあわせて相当な人が出入りするわけです。聞くところによりますとやはり大阪高槻線の側に入出口ができるだろうということを聞いております。東門のほうでは交通渋滞とか、い

ろんな関係で難しいということで大阪高槻線のほうに入出口を持ってこられるというようなことになってきますと、ますます大阪高槻線が渋滞してまいります。

やはり、こうして企業がどんどん進出してこられたときに、インフラ整備ができてないわ、交通渋滞はどんどん発生するわ、その研究所へ来られた方、あるいは勤めておられる方が通勤の関係で摂津に住まいをしようとしても交通の便が悪いと、モノレールがありますけれども、いろいろ私鉄沿線では通勤が非常に複雑化して通勤費用もかさんでくるということになってくると摂津市へ住もうと思っても住めない、人口がどんどん減って行って、これから8万人という目標設定をされておりますけれども、やはり人口をただ減らす、少子高齢化で減っていくということで済みますのではなしに、やはり何とか引きとめる、あるいは若干ふやしていくということからすればそういう企業に来られた方が摂津へ住もうかなということにするためには、やはりインフラ整備をしっかりしなくてはならないと思います。

その点では大阪府は大阪高槻線を今、凍結路線ということで手をつけずに放置しています。これは摂津市としては非常に困ることですし、摂津市として大阪府に対して、そういう凍結という形を排除してもらって、やはり大阪高槻線を拡幅してもらおうということの要請をしていかないといけません。

それともう1つは一津屋交差点は、大阪府下でもワースト10には間違いなく入っている交差点です。この交差点の改良をなくして、大阪高槻線の交通問題の解消はないと思います。この一津屋交差点に交通渋滞の大きな問題が集約されていると思いますので、やはり交差点の改

良と大阪高槻線の拡幅、これはきっちりとやってもらうように強い姿勢で臨んでもらいたいと思っております。

そういう点では、担当部としてこの問題についての認識をお答えください。市長から答弁もらっておりますけれども、補足した答弁がもしあれば答弁をお願いしたいと思います。

○山本靖一委員長 渡辺参事。

○渡辺土木下水道部参事 木村委員の御質問の公園にかかわります部分にお答えをさせていただきます。

平和公園のせせらぎ水路、今、動いてないじゃないか、それと平和都市宣言をしているにもかかわらず、今の平和の石とそのあたりがないがしろになっているんじゃないかというお話でございます。

私も平成21年から公園の管理に携わる中で、平和公園の現地も確認をさせていただいております。確かにせせらぎ水路につきましても、今現在、水路としての機能が果たせておりません。

なぜそうなったかというのは、私にもわからないんですけれども、はっきり申し上げて、今のせせらぎ水路を復活させるには、今の老朽化したポンプであったり、電気盤の取りかえであったりという形の中でかなりの経費的なのがかかってこようかと思えます。

その状況の中で、一時休止が今までになってしまったという状況になっていると思うんですけれども、まさに委員おっしゃるとおり平和都市宣言をしている中で、やはりそのままの状態で放置するというのは決してよくないことであると私も感じておりますので、今後、今の水路の復活であったり、今の平和の石を尊重できるような形への構造というか、位置変更というような、そのあたりも視野に入れながら、検討をしてまいりたいとい

うふうと考えておりますのでよろしくお願い申しあげたいと思います。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 安威川ダムに関してですけれども、担当課としての決意ということでございます。

私も平成11年と平成16年の議会決議のもとで整備の促進をしていただいたということ深く喜んでおります。そのことも大阪府には従来からも伝えて、担当のほうにも伝えている次第でございます。

それと、大阪府の河川整備委員会の場でも時間雨量80ミリメートル、100年確率というのは妥当ということも伺っております。ですから、本市は低地部に位置しておりますので、内水対策のなめめであります番田水門、そして安威川左岸ポンプ場が既に完成しておりますので、あわせて安威川ダムが必要不可欠なプロジェクトでとあることは認識しております。

今後は、早期着工完成の要望を大阪府に強く伝えてまいりたいと思っております。

それと、以前、安威川の検証にかかわる検討の場で2月18日にございますが、市長も議論の場で強くダムの要請をされておられます。そのことも一言伝えて答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 小山部長。

○小山都市整備部長 それでは木村委員の大阪高槻線の改良についてのご質問ですが、大阪府が担当します府道の凍結路線でございますけれども、今後、開発予定されている企業の工場もありますので大阪高槻線にまだ未整備区間があるということは認識しております。そしてその路線も今の段階では凍結路線という

ことで過去から大阪府に何度も要望をしてまいりましたが、なかなか一向に進まない状況であります。

しかし、今、最近の新聞の中でもそういう開発、工場の改修計画が出ておりますので、そのことも踏まえまして、もう一度、大阪府のほうに大阪高槻線の未整備区間あるいは、歩道についてもバリアフリー等の対応について強く要望してまいりたいと考えております。

一津屋交差点の渋滞についても先日の本会議ときに、土木下水道部で答弁させていただいておりますが、改良あるいは改修について大阪府のほうに強く要望を申し入れていくということもございましたので、あわせてその辺をもう一度、大阪府のほうへ申し入れていきたいと思っております。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 平和公園のせせらぎ水路の経費がかかることは最初からわかっていることです。途中で経費がかかるからやめとこかというような問題ではないと思います。平和都市宣言をした摂津市のシンボルとして永久にこれは続けていくというのが本来の姿だと思うんです。

それを放置してきた今の状況を考えますと、摂津市が平和に対して本当に真剣に考えておるかということについて、疑問を感じます。私は、大阪府議長の会長をしたときに、湾岸戦争が勃発しました。そのときに議長の決議というのはブロックであげて、理事会にかけて、総会にかけて、それができないということで、そんなことでは戦争が終わってしまうかもわからないということで、会長職権で決議を上げるということを決めました。

ところが顧問市である大阪市から呼びつけられまして、なんということをする

ねんと、大阪市は議長の顧問市やと、それを、人口8万人そこそこの小さいまちから出てきた議長が何をそんな大それたことを言うとなねんと、いうことで、そんなことやるんやったら、大阪市は、顧問市を脱退するというようなことまで恫喝をされました。しかし、私は、そのときに、そしたら議長の決議というのは、どういうものがあるんですかということ逆を聞いてみますと、議長の決議というのは、補助金をふやせとか、公共施設を充実させろとか、そういう各市が共有する問題をやるもんやと、そういう湾岸戦争なんていうのは、非常に、各党派、政党によって、意見が分かれるから議長の決議にならないということ言われました。それに対して、私は、「おっしゃいますけれども、湾岸戦争の即時停戦を求める決議というのは、平和を求める決議です。平和は各市が共有する問題と違いますか」ということで話をしましたら、大阪市としては、総会で一言ものを言わせてもらおうと、いうことで、私は帰ったんですけど、それほどに、私は摂津市の平和都市宣言にのっかって、平和を希求していくというのが我々議会議員の責任だと思っておりますし、そういう点で、その地元の摂津市の平和のシンボルである平和公園のせせらぎ水路がとまってしまっておることについては、どうしても許せません。だからこの問題、ここまで放置されてきて私も傍観してたわけではなしに、何回かこの問題、取り上げますし、そういう点では、この問題は、これから引き続いて、私は行政に対して、迫っていきたいと思いますので、その辺で、一日も早い取り組みをされますことをここで要望しておきたいと思っております。

バスの問題、さっき触れるのを忘れたんですけども、交通関係の阪急バス、

阪急タクシー、阪急電車、それとか近鉄、高槻の市営交通、いろいろな交通労働者の組合のほうで中心になって取り組んでおられる大阪府民の交通環境を良くする行動実行委員会、私はそのメンバーの摂津市の顧問議員として、この、バス問題、交通問題に取り組んでまいりました。そういう点では、担当と十分今までからコンタクトを取ってますし、この問題については、相当、協力している部分もあります。ただ、この前の北摂地域の会議のとき、各北摂の話、市町の担当者、あるいはまた、そういう交通団体、各市の顧問議員が集まって議論をしたときに、箕面の議員から、従来、箕面市は福祉バスを回していたと、しかし、市長が変わって、倉田市長になって、国から補助金を取ってきて、有料にして、コミュニティバスにしましたというような話を聞きました。そして、また、茨木市でも、今まで走らせていたバスが非常に利用者が少なくて、何とかして、乗客をふやしたいということで、便数をふやしたということで非常に利用者がふえたというような話もありましたし、そういう点では、箕面市の「オレンジゆずるバス」、先ほど申し上げましたように、有料にして、福祉バスからコミュニティバスに切りかえていかれたということもいろいろ各市の状況も参考にしながら、摂津市が今、摂津市全体の交通体系、バス路線の問題、これは一から再構成して見直していくということも必要だと私は思います。

先ほど答弁にありましたようにこれは、公共施設を回るということで路線バスとの調合を図ってってもらえるということですが、その公共施設巡回バスも阪急バスですし、そういう点では、お互いに調整は可能だと思います。やはり、起点終点の問題、あるいはまた、有料化

の問題、それからバスの停留所の問題、いろいろなものをここで一遍見直してみる必要があると思うんです。その点では、確かに難しい問題もあると思います、しかし、それは、難しいからということで、放置をしてしまうと今のままで進んでしまいます。何とか改良するということからすれば、今の公共施設巡回バスがどのように、路線バス、循環バスをカバーできるかということを考えるべきであって、路線が競合する、そんな問題もバス会社と十分に調整をしながら、今のままではなしに、改良していくということが必要ではないかと思うんですけれども、その辺のことについて、担当課として、今考えておられることをお答え願いたいと思います。

ダム問題は、摂津市にとっては、非常に重要な問題ですし、議会の中でも意見は分かれます。それはそれとして、やはり、摂津市の安全安心を守る上では、現実にもう既に111戸の床上浸水事故が発生しておりますし、そういう点では、市民の生命、財産を守るという立場からすれば、やはり、今の水をどう治めていくか、番田水門もできました。あとは、ダムができればすべて解決するという、問題ではないと思いますけれども、やはり、ダムをつくることによって、雨水を抱いて、徐々に放流するということができれば、治水という面では、大きく前進していくと思いますので、今後大阪府に対して、そういう方向転換が起こらないように、しっかりと行政としての意見を言ってもらおうということを、これは要望にしておきたいと思います。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本交通対策課長 木村委員の2回目のご質問にお答え申し上げます。他市、箕面市のほうで、公共施設への利用目的

にのみ利用可能な無料の公共施設の巡回福祉バスを運行されておりました。ただ、こういう形態であることから、市民の利用率でありますとか、認知度がともに低かった。で、自由目的での利用要望が高く、バスサービスに対する市民からの要望が強かったことで、市民のための公共交通について、適正なバスサービスということで、既存の路線バスへの影響等を見極めるために、現行の公共福祉巡回バスに変わって、市内を循環するバスの実証運行を今、去年の9月からと聞いておりますけれども、3年間されると言うことでございます。実証運行期間中は、年度ごとに運行の実証の評価を行って、その基準に基づいて、改善とか、見直しを行うというふうに聞いております。例えば、一日に9人以下のバス停でありますとか、1便当たり15人以下の便は見直しのときに廃止だとか、減便というふうなことも検討対象になると伺っております。うちの巡回バスに該当させるとどこまでできるのかということもございまして、先ほど委員がおっしゃったように、バス事業者の方から、路線バスにおいて、少なかった乗客を増便することによって、乗客がふえたという事例もお伺いしております。そういうこともお聞きした中で、こういうような事例を踏まえながら、路線の再編等の参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 要望しておきます。今もありましたように、箕面市の場合は、そういう福祉バスを倉田市長にかわってから、国からお金を引っ張ってきて、そういうコミュニティバスに切りかえて、やっていったという経緯があります。摂津市の公共施設巡回バスは、市単費でやっ

てます。そういう点では、箕面市みたいに国から金を引っ張ってきてでもやるというようなことは、それは有料化の問題とかいろいろ条件はつくと思うんですけども、私は、今の時代、何でもただという時代は終わったと思っています。受益者負担を考えたら、負担金を市民に負担してもらおうという形で進めていくべきだと考えています。だからそういうバス問題というのは非常に複雑な絡みがありますから難しいと思うんですけども、先進的にそして、やっておられる箕面市のことなんかも十分に参考にしながら、どういう形で、どういう経緯で、今の形に持ってこられたか、その辺のことも参考にしながら、今の公共施設巡回バスをできるだけ充実していく、そのためには、今現在、通勤時間帯には、公共施設巡回バスは走っておりません。そういうことも含めて、時間差をつけながらも、循環バス、路線バスとの時間差をつけてでも、そういう通勤時間帯をカバーしていくということも1つの効果として、私は出てくると思うんで、その辺の改良についても真剣に考えてもらいたいということをお願いしておきたいと思っております。

○山本靖一委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 2点だけお聞かせいただきたいと思います。

まず1つは、緑化推進事業の新幹線公園の件でございますが、新たな名所づくりが目的ということで、1.5キロの長さを3年間で570万円、ソメイヨシノを植えていくということでございますが、この桜を植えて、実際にこの付近の、例えば、そこに見に来られる方の駐車場の整備とか、八町の通り抜け、あのあたりの開発というか、通れるようにすれば、八町のほうからも回って来られるようなことが可能だと思うんですが、そのあた

りの整備の予定とか、そういったものがあるのかどうかということをお聞きしたいなと思います。

それともう1点が、先ほど原田委員もおっしゃってましたけれども、河川のほうで、国土交通省の地域協議会ということで、河川のほうのいろんな提案をなさって、それで一定方針が出された後で、工事発注するというようなお話がございましたけれども、現時点で、大阪府と国と協議されて、グラウンドゴルフの建設等予定されていたと思うんですけども、事実上、この政策を行うに当たって、1つは、今現在、沼地扱いになっている土地があると思うんです。この土地が、不法占拠という形になっておりまして、このあたりの問題をまずご存じなのかどうか、そして、このあたりの解決策を取ることも、政策の中の1つじゃないかなと思うんですけど、このあたりのご意見をお伺いしたいと思います。

○山本靖一委員長 渡辺参事。

○渡辺土木下水道部参事 2点、大澤委員からのご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、平成23年度から始めます、さくらづつみ事業なんですけれども、一応今の新幹線公園の既存の桜並木の延長を鳥飼八町エリアのところまで、1.5キロ伸ばしていこうと、考えております。今回の事業内容では、神安土地改良区の水路の堤防の法肩のところの高さ3メートル程度のソメイヨシノの苗木を樹間8メートルぐらいの間隔で植えて進んでいくという内容で考えております。桜は苗木を植えますので、成長してまいります。ですから、既存であるあれだけのすばらしい景観が、今すぐに提供できるかといえ、なかなか難しい話で、やはり、10年、15年を見据えた形の中で、桜並

木の景観が楽しんでいけるというふうには感じております。その中で、委員がおっしゃいましたように、それに伴う堤防敷きの整備であったりというお話ではございますが、なかなか、今の財政状況の中では、その下の堤防敷きや、そこらの施設整備までは、手をつけることが非常に難しい状況ではありますので、まず、桜並木の下地づくりという形の中で取り組んでまいりたいと考えてます。

あと、今の新幹線公園の近所に駐車場自体、はっきり言ってございません。非常に寄りつきの悪い場所でもあります。近畿道下のところに、空き地のように見える用地的なものがあるんですけども、一度、西日本高速道路へも足を運ばせてもらって、お貸しいただけませんかということも打診をしてみたいんですが、維持管理上、どうしても必要なエリアだということで、断られたという経緯もございまして。確かに非常に寄りつきが悪くて、今新幹線公園へ来園していただく方に案内させてもらってますのが、市役所の駐車場へ置いていただいて、そこから申しわけないですけども、歩いていただいて、12分ほどかかるんですけども、お願いできませんかというような案内をさせていただいているというのと、あともう一つは、新幹線公園が鳥飼水路とJR貨物との間の非常にわかりづらいところにありまして、そこへ行く案内をさせてもらうにも、非常に案内しにくいような状況でもありますので、今回、ご質問にはなかつたんですけども、新規で案内板設置工事という設置委託というものを挙げさせていただいて、新幹線公園までの道案内の看板のようなものをも設置をしていきたいというふうにご検討のところでございます。

それと、淀川の河川公園のグラウンド

ゴルフも可能な多目的広場の整備に当たってということで、先ほど原田委員のほうからご質問ございました。グラウンドゴルフ場というグラウンドゴルフのみの使用のものではなくって、グラウンドゴルフもできますし、ほかの球技もできる多目的に使えるための広場を、今回建設していこうとしています。先ほど委員がおっしゃっています沼地、リトルリーグをされているところだと思うんですが、あの場所につきましては、聞くところによりますと、国土交通省のほうでも、不法占拠でお困りの場所であると聞いてます。ですから、今の淀川、大阪湾から京都府域まで、大きな河川公園としての位置づけになっているんですが、その中に、不法占拠の場所が多数あるようです。今の地域協議会の中でも、やはり不正に対しては、きちっと整理をしていかないといかんよという意見も出ています。その不法占拠場所と今回の整備箇所とは、区域的には、分かれるんですけども、整備は整備で順次進んでいっています。ですけども、維持管理上の面で、今の不法占拠に対しては、やはり国土交通省も今後取り組んでいかれる課題の1つになっているのも事実でございます。ですから、今の整備とそちらというのは、はっきり離して考えていただくほうがいいと考えております。

○山本靖一委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 新幹線公園の件が、苗木を植えて5年後ということですけども、5年後に、じゃあ桜がきれいに咲くころになって、実際に駐車場もなく、それから、段差がございますので、高齢者の方々が、桜を見に来たいと言っても、その場所になかなか足を運べないというようなことであれば、この3年間の570万円というのは、無駄になってしま

うんじゃないかなと思いますので、合わせてこの期間中に、苗木が大きく育つまでの間に、やはりこういったことの整備もきちりとしていただきたいということで、要望させていただきます。

先ほどの、河川の件なんですけれども、国交省のほうも手を焼いているというのは、私も存じ上げておまして、地域の自治体に河川の運営の管理を委託しようかという話もあると聞いております。なかなか市のほうの受け入れ体制もできないというようなお話も聞いていの中で、やはり、全部、場所は違いますけれども、摂津市の市域の中にある河川部の部分でございますので、やはりひっくるめた状態で先日の本会議でもございましたように、体力、運動能力が非常に高い市でございますので、子どもたちの運動施設のためにも、やはりそういったことも検討していただきたいということで要望させていただきます。

○山本靖一委員長 他に質疑はございませんか。

原田委員の質疑において副市長の決意を求める話がありました。本会議で市長がご答弁されていますが、それでもということなら副市長の出席を要請しますが。

原田委員。

○原田平委員 担当部長の決意ということで了解しました。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午後2時22分 休憩)

(午後2時56分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

以上で議案第1号所管分、及び議案第9号所管分の質疑を終わります。

続いて、議案第5号、及び議案第13号の審査を行います。

本2件のうち、議案第13号については、補足説明を省略し、議案第5号につ

いて、補足説明を求めます。

宮川部長。

○宮川土木下水道部長 それでは、議案第5号、平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計予算につきまして、目を追って、主なものについて、補足説明をさせていただきます。

予算書の12ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款1、負担金及び負担金、項1、負担金、目1、公債費負担金は、前年度に比べ、788万円の減額となっております。これは、吹田市、及び茨木市の下水が、一部本市の公共下水道管に流入するため、両市より当該公共下水道管の起債償還に合わせて負担金を徴収しているもので、起債償還金の減少に伴い、負担金額が減少することによるものでございます。

目2、受益者負担金は、前年度に比べ、1,337万円の減額で、これは賦課面積の減少によるものでございます。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料は、前年度に比べ、1,549万6,000円の減額で、これは、節水等に伴う需要減を見込んだものでございます。

項2、手数料、目1、下水道手数料は、前年度に比べ、8万円の減額で、これは登録件数の減少を見込んだものでございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、目1、下水道事業費国庫補助金は、前年度に比べ、1,600万円の増額で、これは事業量の増加に伴うものでございます。

14ページ、款4、繰入金、項1、目1、一般会計繰入金は、前年度に比べ、117万円の増額でございます。

款5、諸収入、項1、資金貸付金返納収入、目1、水洗便所改造資金貸付金返

還収入は、前年度に比べ、55万2,000円の減額で、これは貸し付け件数の減少を見込んだものでございます。

項2、目1、雑入は、前年度と同額でございます。

款6、市債、項1、市債、目1、下水道債は、前年度に比べ、1億8,160万円の増額で、これは流域下水道事業債及び資本費平準化債の増加によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、予算書の16ページをお開き願います。

款1、下水道費、項1、目1、下水道総務費は、下水道業務課、及び下水道管理課職員の人件費のほか、節13、委託料では地方公営企業法適用支援業務委託料、節19、負担金、補助及び交付金では、日本下水道協会などに対する負担金、節27、公課費では、消費税及び地方消費税でございます。前年度に比べ、749万4,000円の増額で、これは主に下水道法的化事業実施に伴う委託料の増加によるものでございます。

項2、下水道事業費、目1、下水道管理費は、節11、需要費では下水道施設の維持管理に係る消耗品などでございます。

18ページをお開き願います。

節13、委託料では、公共下水道台帳システム構築委託料、ポンプ場設備、親水施設などの維持管理に係る委託料、下水道使用料徴収事務委託料、及び管渠等の調査委託料、節15、工事請負費では十三高槻線下水管移設工事、節19、負担金、補助及び交付金では、安威川流域下水道維持管理負担金等、節21、貸付金では水洗便所改造資金貸付金でございます。前年度に比べ、6,304万7,000円の増額で、これは主に公共下水道管理事業に係る委託料、及び工事請負

費の増加によるものでございます。

目2、下水道整備費は、下水道整備課職員の人件費のほか、20ページに示しております節13、委託料では、工事設計外委託料など、節15、工事請負費では公共下水道工事、節19、負担金、補助及び交付金では、安威川流域下水道建設負担金、節22、補償、補填及び賠償金では、下水道工事に伴う水道管などの移設費でございます。前年度に比べ、9,064万9,000円の増額で、これは主に安威川流域下水道建設負担金の増加によるものでございます。

款2、公債費、項1、公債費、目1、元金は公共下水道事業債、流域下水道事業債及び資本費平準化債の元金償還金で、前年度に比べ、9,364万9,000円の増額でございます。

目2、利子は前年度に比べ、9,344万7,000円の減額でございます。

22ページをお開き願います。

款3、予備費、項1、目1、予備費は、前年度と同額でございます。

なお、給与費明細書につきましては、24ページから31ページに、債務負担公費の調書につきましては、32ページに、地方債に関する調書につきましては、34ページにそれぞれ記載しておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

原田委員。

○原田平委員 まず、公共下水道の公営企業化に向けた取り組みであります。これは、代表質問にも出ておりましたので、重複しないように思うんですけども、了承願いたいと思います。

下水道の整備にもめどがつきまして、

維持・管理の段階に入ってきたということでもあります。建設した下水道施設を適正に維持し、市民の皆様に安定した下水道サービスを提供するための経営効率化、健全化を図る必要があるという立場からそういう取り組みをしていこうということでもあります。今年度、平成23年度で、そういった形で関係費用が盛り込まれておりますが、具体的な取り組みの状況について、お願いをいたしたいと思います。

それから、先ほども少し取り上げましたが、市街化調整区域の公共下水道の布設の状況であります。2,450万円が計上されておりますが、これについてのご説明をいただきたいと思います。

19ページの府道十三高槻線の下水道管移設工事1,600万円ではありますが、具体的にどのような工事なのかお教え願いたいと思います。

安威川流域下水道の負担金の問題でありまして、建設負担金で約1億95万9,000円、そして維持管理負担金で6億2,779万1,000円が計上されておりますが、今後の見通し、今後の支出の状況も踏まえて、お考えをお聞きしたいと思います。

下水道使用料は、決算審査の委員会でも申し上げましたが、かなり未収金があるということでありまして、18億3,500万円の計上ではありますが、この中身等についてお尋ねいたしたいと思います。

続きまして、これは終わっているかもわかりませんが、改善を取り組んでいただきましたテレメーターの取りかえ工事の状況について、どんな状況になっているのかお尋ねいたしたいと思います。

続いて、先ほども、若干質問いたしておりましたが、東別府の公共下水道の建設に伴います道路敷の問題や、あるいは

今後のこの下水道の建設をどのようにしていこうとしておられるのか、お尋ねいたしたいと思います。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 まず1点目の地方公営企業法適用に向けた取り組み等でございますけれども、今現在、平成26年度の法適用を予定しておりまして、それに向けて大きな作業としては、資産の調査、評価業務、これが主な業務となってくるわけございまして、その業務に向けまして、必要な資料、決算資料でございますとか、工事台帳等の資料を収集しております。このほか、北摂各市も法適用に向けて検討を進めておりまして、北摂で有志が集まりまして、勉強会等も開催している状況でございます。

次に、下水道使用料、予算では18億3,500万円としております。これは、去年の平成22年度の決算見込み額とほぼ同額ということで、同額とした理由としましては、大規模開発等もございまして、節水等も依然として進行している中で、そういった増加分と減少分とがほぼ相殺されるという見込みのもとに18億3,500万円という金額を計上させていただきました。その未収金でございますけれども、これにつきましては、各年度で、相当大きな乖離がございまして、1億円を超えるようなときもあれば、数千万円でとどまるようなときもあると、その大きな要因として水道部に収納される金額、銀行等からの振り込みがかなり変動するということから、なかなかそれに対する収納額というのが見込めない状況でございます。こういったことから、現在は平成22年度の決算見込みをベースにほぼ横ばいで推移するという予想のもとに使用料を計上しておるところでございます。

維持管理負担金について、私のほうから説明をさせていただきます。今回、前年度と比べまして、平成23年度は数千万円の増額となっております。その内容としては、大きくは摂津ポンプ場におきまして、修繕工事等が発生することから、増額になっているということでございます。それ以外では燃料費等については若干へっています。

中央水未来センターですとか、味舌ポンプ場については、前年度より減少しておりますけれども、全体では先ほど言いましたように摂津ポンプ場の補修工事等により前年度よりも増額しているという内容でございます。

また、淀川右岸の負担金として、退職金、以前組合にプロパーで雇用された方の退職金、これについても、前年度はなかったんですけど、平成23年度については発生するというということで増額となっております。

その維持管理負担金の推移でございますけれども、府から提示していただいておりますのは、ほぼ6億円を超えるような水準で4、5年は推移するという大ざっぱな見込み額が提示されているところでございます。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 十三高槻線の下水道の移設工事でございます。1,600万円を計上させていただいておりますけれども、これは道路構造物に支障となるために公共下水道の移設をするという形で、既存に直径250ミリメートルの管が65メートルございます。それと直径400ミリメートルの管が46メートルございます。その移設工事をする形で計上させていただいております。

続きまして、テレメーターの分ですけれども、以前からご指摘のありました平

成19年から常に5対向かえさせていただいておまして、平成19年、平成20年は富士の分でかえさせてもらってましたけれども、平成21年度からエムシステムという形でかえさせてもらいまして、費用的にはかなり安くなっております。平成22年度も材料だけはエムシステムを購入しまして、取りかえ等は指名競争入札、6社で取りかえさせてもらってます。平成23年度も部品は消耗品で購入いたしまして、取りかえは4交代、4対向は、ポンプの専門業者の方、入札して設置する予定をしております。

○山本靖一委員長 西村課長。

○西村下水道整備課長 それでは、原田委員の質問について、答えさせていただきます。

まず最初に、市街化調整区域の2,450万円の委託についてでございますけれども、この委託につきましては、市街化調整区域だけではございませんで、主要事業に挙げておりますが、2点ございます。

まず1点目が、東別府雨水幹線の基本設計に基づいて、東別府雨水幹線のルートの変更及び市道別府新在家線に計画しております公共下水道管の雨水管の見直しを行うものでございます。これにつきましては、東別府雨水幹線で約850メートル、直径2,000ミリメートルの管、それから、市道別府新在家線内の管渠といたしまして、直径が700ミリメートル、600ミリメートルで400メートルの変更を考えております。

続きまして、市街化調整区域の分でございますけれども、これにつきましては、摂津ポンプ場に流入いたします市街化調整区域の雨水・汚水の認可区域の拡大及び都市計画決定変更と、都市計画の認可変更を予定しております。これにつま

しては、番田水門の平成27年での本格稼働に向けまして、その内水を公共下水道へ取り込むという形のもの、ここまで平成21年度末で汚水の人口普及率が97.1%とかなり高率になってまいりましたので、これを理由に市街化調整区域の雨水をしないという理由にはもうありませんので、合わせて計画決定から認可変更まで行いたいと思っております。市街化調整区域につきましては、雨水管約3,200メートル、汚水管約3,700メートルを考えております。この2,450万円の算出根拠でございますけれども、これは国土交通省の都市地域整備局から出ております下水道用設計標準歩掛表、これにより算出したしております。

それから、続きまして、流域下水道の建設負担金でございますけれども、建設負担金の傾向といたしまして、更新事業がほとんどを占めております。平成22年度におきましては、府の予算要求の段階で50%弱という査定がありましたけれども、来年度平成23年度には、要望額の100%が認められたということを知っております。毎年5年間の建設負担金の形を示されるわけでございますが、平成23年につきましては1億95万9,000円、平成24年は1億1,600万円、平成25年が1億1,700万円、平成26年が1億3,100万円、平成27年が1億2,400万円とかなり高い額になっております。

それから、東別府2丁目の汚水工事の進め方でございますけれども、今月の3月29日に判決がございます。この判決が確定いたしまして、市の主張が認められたということになりますと東別府2丁目の工事を開始していくことができます。しかし、ここで決まらないということになりますと、先にお配りしております公

共下水道の工事箇所図によりまして、東別府2丁目はおいておきまして、残りの部分をやっていくという形になります。去年と本年度と同じ形になるんですけれども、解決がつかないときは5月末というのは次の解決にはならないと思います。ですから、9月末までにつきました場合には、移設だけでも先に済ませるという形で進めてまいります。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 まず公営企業化に向けた取り組みであります。公営企業会計に入っすぐ経営がよくなるという状況にはならないと思います。そういった意味でこの取り組みは非常に慎重にやらなきゃならないというふうに思うわけでありませう。勉強会もして、いろいろ取り組んでいこうということでもありますので、そういったいろんな情報を入れていただいて、そして実施に向けた取り組み、特に本市には水道部との協議も十分必要だろうと思いますし、アドバイスも入れてあげながら、やるということをしていただきたいというふうに思います。

市街化調整区域の下水道の整備に向けた取り組みということで、雨水対策というのが必要でございますので、ぜひ一つやっていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

十三高槻線のこの下水道管移設は既存の下水道管が、工事の支障になるため移設がえしなくてはならないという状況です。まあ計画変更もあつたらうというふうに思います。

流域下水道の負担金が非常に膨大になってきていると、当初、安威川流域下水道組合の関係から言えば、かなり当初の計画よりも負担増が大きくなってきているというふうに感じるわけです。具体的な数字は、出しておりませんが、本

年度の予算書の数字を見ると、こんなに負担がふえたのかなというふうに感じておるわけでありませう。先ほど平成27年度までで約5億5,000万円ぐらいの費用負担がふえてくるということでありませう。これは、使用料、あるいは市で一般会計からの繰り入れをやらないとやっていけないというふうに思いますが、府とのそういった協議事項というのはどういふふうになっているのか、再度お尋ねをいたしたいと思っております。

下水道の使用料については未収金が1億円余りを超える年もあるということでありませうので、ぜひ未収金が出ないように取り組みをしていただきたいと思っております。

テレメーターにつきましても、あと1年でございませう。それで完成をするということでありませうし、これまで経費節減のために取り組んでいただいたことを評価しながら、しっかりと取りかえ工事をやっていただきたいと思っております。

東別府の公共下水道の建設でありませうが、3月29日の判決が確定すればそれでいいんですけれども、やはり相手方は不服として、控訴すると思っております。控訴された場合については、再度また時間がかかるということになってきます。前から申し上げてますように浄化槽が非常に傷んで、取りかえをしなきゃならない家庭が何件か聞いておりますのでね、そんな状況の中でやはり公共下水道を待ち望んでおられます。そんな状況で判決がきちとした形で出ればいいんですけれども、不服として控訴された場合の問題も含めて、市の取り組みがどないなるのかお尋ねをいたしたいと思っております。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 流域下水道の負担金、維持管理費のほうでございませう

れども、これは一元化によって、かなり以前よりも下がるのではないかというように我々も期待しておりました。一元化になったことにより効果額というのははっきりと出ております。大きなものは消費税の効果、それから人件費等、人員が減ったということの効果、大体本市で4,000万円ぐらいの効果額となっております。人件費については、維持管理費で反映されますけれども、消費税については、額が減少しているというところに効果が出ていると考えております。維持管理費が大きく減らない原因として、1つはコークスの単価、これが大きく変動するという、さらに電気料等も1円変われば3,000万円ぐらい変わってくるというので、そういった光熱費であるとか燃料費こういったものはなかなか削減しがたいところがあるのかと思います。ただ、言えることは一元化しなければ先ほどの消費税の効果もなかったわけで、当然一元化したことによって大きな効果が得られていると、ただ当初予想していたよりも維持管理費として大きな減少がおきてないのは、今言いましたように燃料費等、また補修工事等こういったものがどんどんふえてきているという状況によるものだと私は考えております。府のほうもそういうような説明をしているところでございます。

大阪府とどのような協議をしているかということでございますけれども、実務者会、これは担当レベルで、実務者レベルでの協議をしておりますし、さらに幹事会等も行っております。その上に協議会というものがございまして、こういった3つの協議の場を設けた中で、各市がいろいろ府に対して意見を述べていくという状況でございます。

○山本靖一委員長 藤井次長。

○藤井土木下水道部次長 それでは、東別府の下水道工事で大きくかかわっております道路用地の所有権移転という今現在裁判を起こしております、先ほどから申し上げておりますように、この3月29日に判決が出るということが決まっております。この判決を受けまして、判決文を手に入れた日を含めまして2週間以内というのが控訴の期限でございますけれども、これは双方にも言える話なんですけれども、万が一うちが全面勝訴しまして、相手方が全面敗訴して、2週間以内に控訴するということを考えますと、過去からの事例でいきますと、一審につきましては非常に長くかかっております。おおむね仮処分から含めまして1年半以上かかっているという内容なんですけれども、その判決の内容にも大きく左右されますけれども、控訴時間というのは、非常に短縮されていくということが想像されます。先ほど整備課長も申し上げましたように、一応のところやはり5月というのはちょっとしんどいかなと、万が一向こうが控訴した場合なんですけれども、やはりめどとしますのは9月、お示ししましたように、本会議初回の日には平成23年度下水道整備箇所を図面でお示ししましたように、東別府が9月までに判決で固まれば、関係します移設工事のほうに平成23年度は取りかかっているといきたいと、それが無理であれば、また来年度24年度になる恐れもあるということで、私どもの顧問弁護士にも、こういう内容をお伝えしまして、何とか下水道工事をできないかということを相談したわけなんですけれども、係争中の土地については、できないというような回答をもらっております。何とか勝てるようにと望んでというような次第でございます。

○山本靖一委員長 ほかに質問ありません。

んか。

木村委員。

○木村勝彦委員 1点だけお聞きします。公共下水道人口普及率が97.1%になってきました。それに伴う工事ついて、今日まで合特法にのっとして、代替業務を業者に渡していっておりましたけれども、今後そういう代替業務とか、その補償の問題はどうなるのか、この機会に聞いておきたいと思います。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 し尿業者に対しまして、以前から合特法を尊重した協定書や覚書によって、代替業務を与えてきたと、その期限が定まっていなかったこと、いろいろな業者と協議をして結論としては、そういった合特法の趣旨を尊重した代替業務というのは、もう今現在は行っておりません。今、木本興産株式会社のほうに委託しております業務は、平成14年3月に株式会社浜野興業が突然廃業してしまったと、年度末の押し迫った中でそういったことになって、新年度からのし尿処理をどうするんだということが大きな問題になったときに本市が木本興産株式会社に、株式会社浜野興業のエリアも収集してくださいというお願いをした。木本興産株式会社も本市の要望を受け入れて、株式会社浜野興業の従業員を4名雇用して、対応してくれたことに配慮して、一定期間、平成22年度末まで、公園ごみの収集であるとか、死獣の処理であるとか、こういった従来の業務をやってくださいということで今現在行ってもらっています。ですから代替業務に関しては、今現在は合特法の趣旨に基づくものではございません。今現在、合特法の趣旨を尊重しております補償としては、金銭補償というのがございましてこれは、下水道整備により、市の汲み

とり世帯が減少していくわけでございます。その減少した戸数に応じて、1件当たり2万7000円の補償金を支払っていると、これはあくまでも下水道整備により減少するということでございます、今現在、し尿世帯は570世帯、定期で収集しているところなんですけれども、その570世帯がすべて下水道整備により減少すれば、今言った2万7000円という単価を乗じた額を今後お支払いしていくこととなりますけれども、自然に、例えば家屋がなくなってしまったとか、こういったものは対象外ということに考えておりますので、最大で先ほどの補償金を今後払う可能性があるということになります。合特法の趣旨を尊重した補償として、今現在行っておりますのは、この金銭補償だけでございます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 そうしたら、金銭補償のみで、今現在、死獣とか公園のごみとか、取っておる仕事について今後どうなっていくのか、それは今のところ木本興産株式会社がまだやっているんでしょう。だからそういう点では、仮に摂津市の公共下水が普及率100%になったときに、その代替業務はそれで打ち切りで終わりになっていくのか、引き続いてそのままそういう公園ごみとか死獣とかそういう処理については、やってもらうのか、その辺はどうなんでしょう。

○山本靖一委員長 宮川部長。

○宮川土木下水道部長 今の代替業務ですけれども、今も公園ごみの収集に代わりますペットボトルの収集、これを代えております。放置自転車の撤去作業、それと所有者不明の死獣の回収作業、この分について、今現在実施している状況にございます。先ほど石川課長のほうが、申し上げてますように合特法の趣旨を尊重

した形での代替業務、これは形上、平成17年度で打ち切ったと、で平成18年度から平成22年度という5か年、今年度で終わりになるんですが、この5か年につきましては、先ほど株式会社浜野興業の話が出ております。その折に、余りにも性急な内容でございまして、その取り扱いに私どもも苦慮した状況でございます。その中で、木本興産株式会社のほうが株式会社浜野興業の従業員も含めて引き取っていただいて、その後ことなく、し尿収集に従事していただいたと、そのことに配慮した形で、5年間代替業務というわけではありませんけれども、その業務を継続していただこうと、平成23年度からの分につきましては、ペットボトルのほうにつきましては、もう既に環境業務課のほうで委託という形のほうに切りかえておられます。あと残ります放置自転車の撤去作業、これが私どもの交通対策課のほうで担当しておるんですが、これにつきましては、一応競争の原理を働かせた形の中で、非常にタイミング的に難しい状況にはあるんですが、競争と言いますか、見積もりによる競争というふうな形でさせていただこうかというふうには考えております。ただ今のところ、まだ作業途中でございまして、最終的にはまだこれでいくという結論には至っていないという状況です。

死獣の回収作業ですけれども、これは今現在のところ健康推進課のほうで行っておられるという状況でございます。聞いておる状況の中では、同じように競争の原理を働かせていくというふうに伺っております。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 今回、ごみ問題につきましては、従来の随意契約から競争入札に切りかえられて、いろいろ見方はあり

ますけれども、1円差で落札されているというようなケースもありますけれども、一応形上は競争入札に切りかわっていています。そういう点では、今の放置自転車の撤去業務につきましても、やはりそういう代替業務からも離れて、きっちりとはほかのごみと同じように競争の原理が働く入札方法に即刻切りかえていくべきだと思います。そういう点で、お考えあるようでしたら、お聞かせください。

○山本靖一委員長 宮川部長。

○宮川土木下水道部長 今申し上げましたように私どもも、この業務につきましては、平成22年度で打ち切りますよということを明確にしておりますし、業務につきましては、やはり競争の原理、これは働かさざると得ない状況になってきたと、これはもう認識しているところでございます。ただ、先ほどちょっとややこしい言い方申し上げましたのは、この放置自転車の撤去作業、これをしている業者がいかほどあるかということに、今手間取っている状況でございまして、収集運搬ですから、運搬業という形のを業種とされているところであれば、可能なのかなと思うんですが、なかなか作業に当たりましては、いろんな手間暇もございまして、それと車にも制限がございまして、ですからそういう機器、そういうものをお持ちかどうかということも確認していかなければならないので、今手間取っているという状況の表現をさせていただいた次第でございます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 この放置自転車の回収業務については、当初、確か、日本通運がやっておったんじゃないかと思えます。それが今の業者が変わっていったんですけども、その変わったときには、入札等をやられて変えられたのか。あるいは、

何らかの事情で変えられたのか。その辺の経過を、私は十分承知をしておりますが、そういう点では、十分、対抗複数業者が必ずあると思っておりますし、そういう点では、競争入札は可能ではないかなと思うんですけれども、その辺の考え方について、もう一度お答えください。

○山本靖一委員長 宮川部長

○宮川土木下水道部長 確かに、以前、私も承知しているのは、日通がやっておられた。これは重々知っているんですが、そのときに競争入札でされておったのか、どういうふうな形でおったのかというのが、今のところ、よく把握していない状況でございます。一度そこらも確認した上で、その当時、どういうふうなやり方をされていたかということも今後短い期間ではありますけれども、整理していきたい。もう一つは、先ほど申し上げましたように、そういう業をなしているところ、周辺、近隣都市も確認した上で、その業者さんが本市の入札参加の中に登録されているかどうか、そういうところも含めまして、選定してまいりたいとこのように考えておるわけでございます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 日通がやっておられて、木本興産株式会社が変わった経過がわからないということですが、行政として取り組んできた業務の形態を変えるときに、どういう経過で変えたということは、やっぱり担当部で十分承知しておくべき問題だと思うんですけれども、その辺は下土木水道部として、部長だけではなしに、その辺の経過を知っておられる方もいらっしゃると思うので、その辺答えられる方がいらっしゃったらお答え願いたいと思います。

○山本靖一委員長 藤井次長。

○藤井土木下水道部次長 先ほどから話

題になっておりました合特法に適用したものではありませんが、一連の木本興産株式会社に対しまして、5年という期限をもちまして、自転車撤去業務をやっていただいたという特命事項でございます。そのときの状況で申し上げますと、木本興産株式会社におかれましては、自転車撤去に伴います緑ナンバーをつけたトラックがなかったということでございまして、急遽そういうような登録もされて、そういうふうな業務に対応できるような措置を講じていただいて、木本興産株式会社に5年間やっていただいたということが経過でございます。今年度末でその業務が終了するというところでございまして、先ほど部長から申し上げますように、次年度の平成23年度以降につきましては、どういうふうな形で発注していこうか、市内の業者の方を当然優先してやっていきたいというふうに考えておりますけれども、何せ先ほど言いましたように、運搬業務というふうなことで、運輸局への登録車両を使ってもらわなければならないということと、あと人を張りつけてもらわなきゃならない等々の問題がございまして、受けていただけるかどうかはわかりませんが、何せ競争の原理を働かせていただきたいとこう考えております。

○山本靖一委員長 この場で暫時休憩します。

(午後3時42分 休憩)

(午後3時59分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

木村議員の質問に対しては、後刻資料を整理して、改めてきちっとした答弁を求めたいと思います。

ほかに質疑があればお受けしたいと思います。

大澤委員。

○大澤千恵子委員 1つだけお聞きしたいんですけども、まず南千里丘の駅前のマンションが非常に売れ行きもよくて、90%を超えているというようなお話がございます。その中で、マンションについているディスポーザーシステムが、衛生処理に悪影響を及ぼすことがないのかというところをお聞かせいただきたいと思えます。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 この南千里丘のディスポーザー設置物件へは、この3月から入居されておりまして、586戸の入居でございます。検査は、去年に終わっております。このシステムでございますが、生ごみを粉碎しまして、これを排水処理槽で処理しまして、その排水を公共下水道へ排除する機器で処理するという形で、この処理は、社団法人日本下水道協会によるディスポーザー排水設備処理システムの性能に合った機器でございますが、評価機関によって、適合されたもので、設置されています。この設置に合わせて、提出された計画に維持管理を適切に行う、計画書等の提出もございまして、保守点検、水質検査等も行っていただくようになっております。それで、その中に維持管理誓約書も提出していくことになっておりまして、その誓約書の中には、維持管理計画に従いますと、それと第三者に譲渡したときには、継承します。それと専門の維持管理業者に維持管理業務委託契約を締結します。水質の検査も行います。そしてその結果報告を作成し、本市に提出いただくと、それで、最後本市に行く指示には、協力するという形になっておりまして、ただまだこの3月入居で実際生物処理の槽ですけども、水質検査等もまだできる状態じゃありませんので、入居がかなり始まってから、

一度水質等の検査はしてみたいなと思っておりますので、また水質検査等をしたときには、また報告には伺いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 ディスポーザーシステムの契約というか、そういったものは、今ご説明いただいたんですけども、当初、私がお聞きしたときに、汚泥ではなくドライだというようなお話だったんですけども、一応汚泥になったということをお聞きしました。そのあたりがどうかということと、その汚泥処理に関しても、業者負担になる締結ができていのかというようなところも合わせてお聞かせください。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 まず、浄化槽の汚泥は一般廃棄物でございまして、この廃棄物は、以前は、この2月に一般廃棄物の処理計画書というのができまして、以前までは、本来は一般廃棄物は市で処理しなければならないんですけども、何分含水比が高いということで、そちらの焼却場でも焼却はできないということでございました。今は汚泥の処理については、関係課で検討をしました結果、発生する汚泥が少量と認められるということで、市において収集運搬を行いまして、本市の環境センターで焼却することになっております。ですから一般廃棄物は、直営で行うのが基本となりますので、今現在、南千里丘のディスポーザー、今のところ一つだけですので、少量ですので、直営のほうで収集運搬処理をするという形に2月から変わっております。

○山本靖一委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 この少量というのは、一体どのぐらいの量をおっしゃっている

のかということと、それから、ディスポージャーをつけたことによって、つけた受益者負担というか、その部分を実際には市が、一般廃棄物で処理ですということになると思うんですけど、そのあたりもう一度お聞かせください。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 あとは一般処理関係になってまいりますので、これ以上の話になってきますと、一般廃棄物処理等の許可等を与えますのが、環境業務課、環境センターのほうになってまいりますので、ちょっと私のほうでは、これ以上のことはちょっとお話しすることはできないんです。

○山本靖一委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 じゃあ、最後にその環境業務課とのディスポージャーに関する処理の問題に関しては、連携がとれているということでしょうか。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 はい。

○山本靖一委員長 本日はこの程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 本日は散会いたします。

(午後4時6分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 山 本 靖 一

建設常任委員 原 田 平